

第三期宮城県ニホンジカ管理計画新旧対照表

変更後（新）	変更前（旧）
<p>1 計画策定の目的及び背景</p> <p>本県では、縄文時代の貝塚からニホンジカの遺骸が出土され、また、仙台藩には白石市や仙台市近郊、牡鹿半島での詳しい鹿獵記録が残されているなど古くは県内全域にニホンジカが生息していたと見られるが、その後の乱獲等により生息数及び生息域が縮小し、金華山と牡鹿半島にのみ生息するようになったと考えられる。特に金華山においては、古くから「神鹿」として信仰の対象となり、人為的に手を加えずに特別に保護されてきた。また、その優美な姿から昭和40（1965）年に県獣に指定されたが、当時、牡鹿半島では狩猟者でさえその姿を見かけることはほとんどなかったと言われている。</p> <p>しかし、近年は、牡鹿半島地域で生息数や生息域を急速に拡大させ、農林業被害のみならず夜間に道路への飛び出しによる車両衝突事故や庭木の食害など人とのあつれきが増大するとともに、林床への食圧による下層植生の単純化など生物多様性にも影響を及ぼしてきた。また、林地崩壊による土砂崩れが発生すれば、養殖業を中心とした当該地域の基幹産業である漁業への影響も懸念される。</p> <p>生息数の増大の要因としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① メスジカ保護施策（平成19（2007）年6月狩猟規制解除）による出生数の増加 ② 狩猟者以外の野犬等天敵の消滅及び少雪による子ジカの死亡率低下 ③ 耕作放棄地や風倒木及び伐採跡地の増加によるエサ資源の増加 <p>などが考えられる。</p> <p>こうした状況を踏まえ、平成20（2008）年度に金華山などの島しょを除いた石巻市・女川町を対象として、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）に基づく「牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画」（以下「牡鹿半島計画」という。）を策定し、対策を講じてきたところであるが、牡鹿半島地域以外においてもニホンジカの生息が確認されるようになり、生息域の拡大が懸念されていた。</p> <p>このため、金華山を引き続き計画対象外としつつ、計画対象区域を牡鹿半島以外の地域にまで拡大して適正に保護管理することにより、農林業及び生活環境被害の軽減による人とのあつれきの解消と、ニホンジカを含めた当該地域の生物多様性の確保を図ることを目的とした「宮城県ニホンジカ保護管理計画」（以下「第一期計画」という。）を平成25（2013）年3月に策定した。</p> <p>その後、ニホンジカやイノシシ等による自然生態系への影響や農林水産業被害が深刻化していること、狩猟者が減少し、高齢化していることなどを背景として、平成26（2014）年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、法律名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という。）に変更されたこと、及び環境省がニホンジカを集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（指定管理鳥獣）に定めたことに伴い、県においても、県内に生息するニ</p>	<p>1 計画策定の目的及び背景</p> <p>本県では、縄文時代の貝塚からニホンジカの遺骸が出土され、また、仙台藩には白石市や仙台市近郊、牡鹿半島での詳しい鹿獵記録が残されているなど古くは県内全域にニホンジカが生息していたと見られるが、その後の乱獲等により生息数及び生息域が縮小し、金華山と牡鹿半島にのみ生息するようになったと考えられる。特に金華山においては、古くから「神鹿」として信仰の対象となり、人為的に手を加えずに特別に保護されてきた。また、その優美な姿から昭和40年に県獣に指定されたが、当時、牡鹿半島では狩猟者でさえその姿を見かけることはほとんどなかったと言われている。</p> <p>しかし、近年は、牡鹿半島地域で生息数や生息域を急速に拡大させ、農林業被害のみならず夜間に道路への飛び出しによる車両衝突事故や庭木の食害など人とのあつれきが増大するとともに、林床への食圧による下層植生の単純化など生物多様性にも影響を及ぼしてきた。また、林地崩壊による土砂崩れが発生すれば、養殖業を中心とした当該地域の基幹産業である漁業への影響も懸念される。</p> <p>生息数の増大の要因としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① メスジカ保護施策（H19.6 狩猟規制解除）による出生数の増加 ② 狩猟者以外の野犬等天敵の消滅及び少雪による子ジカの死亡率低下 ③ 耕作放棄地や風倒木及び伐採跡地の増加によるエサ資源の増加 <p>などが考えられる。</p> <p>こうした状況を踏まえ、平成20年度に金華山などの島しょを除いた石巻市・女川町を対象として、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）に基づく「牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画」（以下「前々計画」という。）を策定し、対策を講じてきたところであるが、牡鹿半島地域以外においてもニホンジカの生息が確認されるようになり、生息域の拡大が懸念されている。</p> <p>このため、金華山を引き続き計画対象外としつつ、計画対象区域を牡鹿半島以外の地域にまで拡大して適正に保護管理することにより、農林業及び生活環境被害の軽減による人とのあつれきの解消と、ニホンジカを含めた当該地域の生物多様性の確保を図ることを目的とした「宮城県ニホンジカ保護管理計画」（以下「第二期計画」という。）を平成25年3月に策定した。</p> <p>その後、ニホンジカやイノシシ等による自然生態系への影響や農林水産業被害が深刻化していること、狩猟者が減少し、高齢化していることなどを背景として、平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正鳥獣保護法」という。）が公布されたこと、及び環境省がニホンジカを集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（指定管理鳥獣）に定めたことに伴い、県においても、県内に生息するニ</p>

変更後(新)	変更前(旧)
<p>ある鳥獣（指定管理鳥獣）に定めたことに伴い、県においても、県内に生息するニホンジカをその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）に位置付け、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるため、平成27（2015）年4月に「宮城県ニホンジカ保護管理計画」を「宮城県ニホンジカ管理計画」に改定した。</p> <p>また、これまでの取組により、ニホンジカの捕獲数は増加したもの、依然として農林業被害は継続して発生しており、計画対象区域以外においてもニホンジカが目撃されるようになっている。こうした状況に対応するため、平成29（2017）年3月には「第二期宮城県ニホンジカ管理計画」（以下「第二期計画」という。）を策定した。</p> <p>牡鹿半島計画、第一期計画及び第二期計画に至る継続的な取組により、ニホンジカの捕獲頭数が増加し、最新の推定によればニホンジカ生息数の増加には歯止めが掛かりつつあるものの、農林業被害額は依然として高止まりの傾向が続いている。</p> <p>生息域も県沿岸北部から県内陸部へと更に拡大しつつあり、今後も、人とのあつれきや、下層植生の消失、森林更新の阻害や森林土壤表面が裸地化することによる林地崩壊等、森林生態系への影響が増大する懸念がある。</p> <p>こうした状況に対応するため、ニホンジカを適正な生息密度に誘導し、農林業被害及び生活環境被害の軽減による人とのあつれきの解消、森林生態系の維持並びにニホンジカを含めた生物多様性の確保を図ることを目的として、第二期計画に引き続き、「第三期宮城県ニホンジカ管理計画」を策定するものである。</p>	<p>ホンジカをその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）に位置付け、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるため、「宮城県ニホンジカ保護管理計画」を「宮城県ニホンジカ管理計画」に改定した。</p> <p>これまでの取組により、ニホンジカの捕獲数は増加したもの、依然として農林業被害は継続して発生しており、計画対象区域以外においてもニホンジカが目撃されるようになっており、今後、人のあつれきや森林生態系への影響が増大する懸念がある。</p>
2 管理すべき鳥獣の種類 (略)	2 管理すべき鳥獣の種類 (略)
3 計画の期間	3 計画の期間
計画の期間は、上位計画である第13次鳥獣保護管理事業計画の対象期間との整合性を図るために、令和4（2022）年4月1日から令和9（2027）年3月31日までの5か年とする。	計画の期間は、上位計画である第12次鳥獣保護管理事業計画の対象期間との整合性を図るために、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5か年とする。
また、計画の期間内であっても、ニホンジカの生息状況等に大きな変動が生じた場合には、計画の見直し等を行う。	また、計画の期間内であっても、ニホンジカの生息状況等に大きな変動が生じた場合には、計画の見直し等を行う。
4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域（以下「計画対象区域」という。）は県内全域とする。ただし、金華山を除く。また、下記のとおり、区域を5つの管理区域に区分するとともに、警戒区域を除く区域を含む市町は、ニホンジカ管理事業を実施するため年度ごとの実施計画書を作成することとする（図-1）。	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域（以下「計画対象区域」という。）は県内全域とする。ただし、金華山を除く。また、下記のとおり、区域を区分するとともに、警戒区域を除く区域を含む市町は、ニホンジカ管理事業を実施するため年度ごとの実施計画書を作成することとする。

変更後(新)			変更前(旧)		
管理区域名称	区域の説明	該当する市町村(対象とする区域)	区域区分	区域の説明	該当する市町村(対象とする区域)
原住区域	古くから生息していた区域	石巻市の一部・女川町の一部(国道398号以南の牡鹿半島地域)	原住区域	古くから生息していた区域	石巻市の一部・女川町の一部(国道398号以南の牡鹿半島地域)
拡大区域A	原住区域等から分布拡大したニホンジカが定着している区域	石巻市の一部・女川町の一部(<u>原住区域以外の地域</u>)	拡大区域A	原住区域から分布拡大したニホンジカが定着している区域	石巻市の一部・女川町の一部(国道398号, 北上川, 旧北上川, 三陸自動車道及び海岸線に囲まれた地域)
拡大区域B		気仙沼市・南三陸町・登米市の一部(北上川以東)	拡大区域B		気仙沼市の一部(県境, 大船渡線及び海岸線に囲まれた地域)
侵出抑制区域	拡大区域A・Bよりも低密度でまばらに生息が確認される区域	大崎市・栗原市・登米市の一部(北上川以西)	侵出抑制区域	拡大区域A・Bよりも低密度でまばらに生息が確認される区域	気仙沼市の一部・登米市の一部・南三陸町(県境, 大船渡線, 北上川, 三陸自動車道及び海岸線に囲まれた地域)
警戒区域	侵入初期段階で, 稽に生息が確認される区域	上記以外の市町村	警戒区域	侵入初期段階で, 稽に生息が確認される区域	石巻市の一部・登米市の一部及び上記に含まれない市町村(県境, 北上川, 旧北上川, 三陸自動車道及び海岸線に囲まれた地域)

図1 計画対象区域の区域区分

5 現状

(1) 生息環境(警戒区域を除く計画対象区域)

イ 地形

計画対象区域(警戒区域を除く。)の大崎市・栗原市・石巻市・女川町・気仙沼市・登米市・南三陸町は本県の北部及び北東部に位置する。計画対象区域の東部及び南部は太平洋に面しており、東部地域一帯は丘陵が連なり北上山地の一端を形成している。一方、中央地帶には北上川が流れ、それを取り巻くように広大な耕地が開け、また、西部地域は山形県及び秋田県との境をなす奥羽山脈が広がっている。海岸線は牡鹿半島を境として北は複雑なリアス式海岸、西は単調な砂浜海岸となっている。面積は大崎市79,681ha, 栗原市80,497ha, 石巻市55,455ha, 女川町6,535ha, 気仙沼市33,244ha, 登米市53,612ha, 南三陸町16,340ha, 合計325,364haであり本県の44.7%を占める。

ニホンジカ生息の中心地である牡鹿半島は、計画対象区域の南東部、三陸海岸の最

5 現状

(1) 生息環境(警戒区域を除く計画対象区域)

イ 地形

計画対象区域(警戒区域を除く。)の石巻市・女川町・気仙沼市・登米市・南三陸町は本県の北東部に位置する。東部及び南部は太平洋に面しており、東部地域一帯は丘陵が連なり北上山地の一端を形成している。一方、中央地帶には北上川が流れ、それを取り巻くように広大な耕地が開け、また、西部地域には南北に低く丘陵が走っている。海岸線は牡鹿半島を境として北は複雑なリアス式海岸、西は単調な砂浜海岸となっている。面積は、石巻市55,578ha, 女川町6,580ha, 気仙沼市33,337ha, 登米市53,638ha, 南三陸町16,374ha, 合計165,507haであり本県の22.7%を占める。

ニホンジカ生息の中心地である牡鹿半島は、計画対象区域の南東部、三陸海岸の最

変更後(新)	変更前(旧)
<p>南端に位置する。半島の東西最大幅は約 15.5 km (寄磯崎～尾崎) , 最小は約 2 km (大谷川～小積浜) , 南北長は約 19 km (黒崎～黄金町) , 面積は 11,129ha である。海岸線は複雑に入り込んだリアス式海岸で、入り江は天然の良港となっている。陸地は標高<u>443.4m</u>の光山をはじめ 200～400m の山々が連なり起伏が激しく急傾斜の山地が海岸線に迫り平野が少ない。</p> <p>□ 気候</p> <p>気候は、<u>太平洋側気候</u>のうち東日本型の三陸・常磐型気候区に属し、夏は高温で比較的雨が多く、冬は晴れた日が続き低温で雨が少ない。<u>東北地方</u>で最大規模の個体群を形成している岩手県五葉山周辺のアメダス（大船渡）との比較では、<u>石巻市</u>から<u>気仙沼市</u>にかけての沿岸部では同程度又はやや温暖な気候といえるが、県内陸部、特に<u>大崎市</u>川渡周辺は積雪量が大きく異なる（表-1）。</p> <p>しかし、表に掲載のデータは気象庁アメダス観測地点の値である一方、<u>五葉山</u>は標高が 1,351 m あることから、<u>五葉山</u>周辺地域においては県内陸部と同等程度の低温、積雪条件であると考えられる。</p> <p>ハ 鳥獣保護区等</p> <p>ニホンジカ生息の中心である牡鹿半島は、オオタカ、オオワシ等の希少な猛禽類、ホオジロ、ウグイス等の身近な鳥獣の貴重な生息地であることから、半島内の全ての地域を鳥獣保護区等（鳥獣保護区、特定獵具使用禁止区域（銃）又は指定獵法禁止区域（鉛製ライフル弾））に指定している。</p> <p><u>牡鹿半島地域以外の沿岸部</u>については、<u>上品山</u>、<u>硯上山</u>、<u>翁倉山</u>、<u>石投山</u>や<u>田東山</u>といった主要な山域のほか、<u>気仙沼大島</u>は全域を鳥獣保護区に指定しており、令和2年度には<u>南三陸町</u>の海域を鳥獣保護区に指定した。</p> <p>計画対象区域の北部については、伊豆沼、蕪栗沼周辺水田及び化女沼が国指定鳥獣保護区となっているほか、山形県及び秋田県境の奥羽山脈沿いは広く鳥獣保護区に指</p>	<p>南端に位置する。半島の東西最大幅は約 15.5 km (寄磯崎～尾崎) , 最小は約 2 km (大谷川～小積浜) , 南北長は約 19 km (黒崎～黄金町) , 面積は 11,129ha である。海岸線は複雑に入り込んだリアス式海岸で、入り江は天然の良港となっている。陸地は標高<u>444.8m</u>の光山をはじめ 200～400m の山々が連なり起伏が激しく急傾斜の山地が海岸線に迫り平野が少ない。</p> <p>□ 気候</p> <p>気候は、<u>太平洋沿岸気候</u>三陸地方気候区に属し、夏は高温で比較的雨が多く、冬は晴れた日が続き低温で雨が少ない。<u>東北地域</u>で個体群を形成している岩手県五葉山（大船渡市）との比較では、同程度又はやや温暖な気候といえる。</p>

表1 石巻市等と大船渡の気象平年値（1981年～2010年）気象統計情報：気象庁より

区分	年間降水量(mm)	平均気温(℃)	最高気温(℃)	最低気温(℃)	降雪深さ合計(cm)	雪日数
石巻市	1066.9	11.6	15.5	8.1	54	—
気仙沼市	1360.1	10.9	15.6	6.9	—	—
登米市	1068.9	11.1	16.3	6.6	—	—
南三陸町	1255.5	11.0	16.0	6.8	—	—
大船渡市	1541.9	11.3	15.5	7.4	69	—

ハ 鳥獣保護区等

ニホンジカ生息の中心である牡鹿半島は、オオタカ、オオワシ等の希少な猛禽類、ホオジロ、ウグイス等の身近な鳥獣の貴重な生息地であることから、半島内の全ての地域を鳥獣保護区等（鳥獣保護区、特定獵具使用禁止区域（銃）又は指定獵法禁止区域（鉛製ライフル弾））に指定している。

しかし、近年、ニホンジカによる被害の拡大を受け、鳥獣保護区は縮小してきている。

変更後(新)	変更前(旧)																																																				
<p>定している。</p> <p>二 森林</p> <p>森林状況は、県全体では森林面積<u>414,797ha</u>、森林率57%に対して、<u>大崎市54%</u>、<u>栗原市55%</u>、<u>石巻市56%</u>、<u>女川町79%</u>、<u>気仙沼市72%</u>、<u>登米市41%</u>、<u>南三陸町76%</u>であり、比較的高い森林率となっている。また、<u>地域森林計画対象民有林の人工林率</u>は県全体では<u>53.4%</u>となっているのに対して、<u>大崎市59.0%</u>、<u>栗原市57.2%</u>、<u>石巻市60.5%</u>、<u>女川町53.4%</u>、<u>気仙沼市64.4%</u>、<u>登米市69.0%</u>、<u>南三陸町60.9%</u>となっている(表-2)。</p>																																																					
	<p>二 森林</p> <p>森林状況は、県全体では森林面積<u>417,494ha</u>、森林率57%に対して、<u>石巻市56%</u>、<u>女川町82%</u>、<u>気仙沼市72%</u>、<u>登米市41%</u>、<u>南三陸町77%</u>であり、比較的高い森林率となっている。また、人工林率は県全体では<u>53.7%</u>となっているのに対して、<u>石巻市60.7%</u>、<u>女川町54.3%</u>、<u>気仙沼市63.5%</u>、<u>登米市69.8%</u>、<u>南三陸町61.5%</u>となっている。</p>																																																				
	<p>表2 森林面積等</p> <p>国土地理院統計、みやぎの森林・林業のすがた平成27年度版：県林業振興課より</p>																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">区域面積 (ha)</th> <th colspan="3">森林面積(ha)</th> <th rowspan="2">森林率 (%)</th> <th rowspan="2">民有林 人工林率 (%)</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>国有林</th> <th>民有林</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県全体</td> <td><u>728,222</u></td> <td><u>417,494</u></td> <td><u>131,013</u></td> <td><u>286,480</u></td> <td><u>57</u></td> <td><u>53.7</u></td> </tr> <tr> <td>石巻市</td> <td><u>55,458</u></td> <td><u>31,139</u></td> <td><u>8,069</u></td> <td><u>23,070</u></td> <td><u>56</u></td> <td><u>60.7</u></td> </tr> <tr> <td>気仙沼市</td> <td><u>33,244</u></td> <td><u>24,050</u></td> <td><u>4,243</u></td> <td><u>19,806</u></td> <td><u>72</u></td> <td><u>63.5</u></td> </tr> <tr> <td>登米市</td> <td><u>53,612</u></td> <td><u>22,213</u></td> <td><u>2,659</u></td> <td><u>19,554</u></td> <td><u>41</u></td> <td><u>69.8</u></td> </tr> <tr> <td>女川町</td> <td><u>6,535</u></td> <td><u>5,329</u></td> <td><u>233</u></td> <td><u>5,096</u></td> <td><u>82</u></td> <td><u>54.3</u></td> </tr> <tr> <td>南三陸町</td> <td><u>16,340</u></td> <td><u>12,579</u></td> <td><u>1,734</u></td> <td><u>10,844</u></td> <td><u>77</u></td> <td><u>61.5</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	区域面積 (ha)	森林面積(ha)			森林率 (%)	民有林 人工林率 (%)	合計	国有林	民有林	県全体	<u>728,222</u>	<u>417,494</u>	<u>131,013</u>	<u>286,480</u>	<u>57</u>	<u>53.7</u>	石巻市	<u>55,458</u>	<u>31,139</u>	<u>8,069</u>	<u>23,070</u>	<u>56</u>	<u>60.7</u>	気仙沼市	<u>33,244</u>	<u>24,050</u>	<u>4,243</u>	<u>19,806</u>	<u>72</u>	<u>63.5</u>	登米市	<u>53,612</u>	<u>22,213</u>	<u>2,659</u>	<u>19,554</u>	<u>41</u>	<u>69.8</u>	女川町	<u>6,535</u>	<u>5,329</u>	<u>233</u>	<u>5,096</u>	<u>82</u>	<u>54.3</u>	南三陸町	<u>16,340</u>	<u>12,579</u>	<u>1,734</u>	<u>10,844</u>	<u>77</u>	<u>61.5</u>
区分	区域面積 (ha)			森林面積(ha)					森林率 (%)	民有林 人工林率 (%)																																											
		合計	国有林	民有林																																																	
県全体	<u>728,222</u>	<u>417,494</u>	<u>131,013</u>	<u>286,480</u>	<u>57</u>	<u>53.7</u>																																															
石巻市	<u>55,458</u>	<u>31,139</u>	<u>8,069</u>	<u>23,070</u>	<u>56</u>	<u>60.7</u>																																															
気仙沼市	<u>33,244</u>	<u>24,050</u>	<u>4,243</u>	<u>19,806</u>	<u>72</u>	<u>63.5</u>																																															
登米市	<u>53,612</u>	<u>22,213</u>	<u>2,659</u>	<u>19,554</u>	<u>41</u>	<u>69.8</u>																																															
女川町	<u>6,535</u>	<u>5,329</u>	<u>233</u>	<u>5,096</u>	<u>82</u>	<u>54.3</u>																																															
南三陸町	<u>16,340</u>	<u>12,579</u>	<u>1,734</u>	<u>10,844</u>	<u>77</u>	<u>61.5</u>																																															
	<p>環境省作成の「<u>第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編）改定版 2021年（令和3年）3月</u>」（以下「ガイドライン」という。）によれば、ニホンジカの分布域は森林率40～70%の低山帯に集中すると言われている。牡鹿半島はこれよりも高い値となっているものの、同地域では造林幼齢木へのニホンジカの食害による影響もあって、伐採跡地や風倒木地での再造林が進んでいない状況もみられる。<u>また牡鹿半島外においても、ニホンジカの生息数及び生息域拡大に伴い、森林被害が確認されるようになっている。</u></p> <p>ホ 牡鹿半島の植物群落</p> <p>本県が実施した「平成22年度牡鹿半島ニホンジカ生息状況調査」によると、特に注目されるのは、草本群落以外で林床が非常に貧弱になっていることである。スギ人</p>																																																				
	<p>環境省作成の「<u>特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・平成27年度）</u>」（以下「ガイドライン」という。）によれば、ニホンジカの分布域は森林率40～70%の低山帯に集中すると言われている。牡鹿半島はこれよりも高い値となっているものの、同地域では造林幼齢木へのニホンジカの食害による影響もあって、伐採跡地や風倒木地での再造林が進んでいない状況もみられる。</p> <p>ホ 牡鹿半島の植物群落</p> <p>本県が実施した「平成22年度牡鹿半島ニホンジカ生息状況調査」によると、特に注目されるのは、草本群落以外で林床が非常に貧弱になっていることである。スギ人</p>																																																				

変更後(新)	変更前(旧)
<p>工林はもともと林床植物が少ないために、すべてニホンジカによるものとは断定できないが、かつてよく見られたアオキなどがほとんど見られなかつたのは、まちがいなくニホンジカの影響によるものと考えられる。落葉広葉樹林はスギ人工林よりも林床植物が多いが、現在の牡鹿半島ではきわめて貧弱になっている。この地方であればどこにでもあるジャノヒゲやティカカズラ、スイカズラなどの常緑、半常緑性の植物がほとんどない。また、モミなどは繰り返し採食されて盆栽状になっている。</p> <p>こうした一方で、ニホンジカが好まないベニバナボロギクが蔓延しており、大型であるために、他の植物の生息を抑えて大群落を形成している。</p> <p>全体的には植物が著しく減少しており、とくに地下茎で土壤を保持していた植物が消失すると、表土の流出が懸念される。</p> <p>また、県林業技術総合センターの令和2年度野生鳥獣保護管理事業の植生調査結果によると、牡鹿半島周辺の植生については不嗜好性植物が優占し、サンショウなどの不嗜好性植物への食痕も確認されたこと、複数樹種への樹皮剥ぎが見られたこと、南三陸の植生については、牡鹿半島周辺に比べて植生に大きな影響は見られなかつたが、特にウリハダカエデ、モミへの樹皮剥ぎが目立つていたことなどが確認されている（表-3、写真-1～6）。</p> <p>へ 耕作放棄地</p> <p>本県の平成27（2015）年度の耕地面積（田畠計）129,400haのうち、耕作放棄地の面積は11,692haとなっており、耕作放棄地率は9.0%である。</p> <p>このうち計画対象区域（警戒区域を除く）の耕作放棄面積は5,201haであり、このような耕作放棄地は、ニホンジカに恰好のエサ場を提供し、また、それらが隠れ場となる森林と接していることから、ニホンジカにとって都合の良い環境を提供することになるものと考えられる（表-4）。</p>	<p>工林はもともと林床植物が少ないために、すべてニホンジカによるものとは断定できないが、かつてよく見られたアオキなどがほとんど見られなかつたのは、まちがいなくニホンジカの影響によるものと考えられる。落葉広葉樹林はスギ人工林よりも林床植物が多いが、現在の牡鹿半島ではきわめて貧弱になっている。この地方であればどこにでもあるジャノヒゲやティカカズラ、スイカズラなどの常緑、半常緑性の植物がほとんどない。また、モミなどは繰り返し採食されて盆栽状になっている。</p> <p><u>写真-1</u></p> <p>こうした一方で、ニホンジカが好まないベニバナボロギクが蔓延しており、大型であるために、他の植物の生息を抑えて大群落を形成している。</p> <p>全体的には植物が著しく減少しており、とくに地下茎で土壤を保持していた植物が消失すると、表土の流出が懸念される。</p> <p>へ 耕作放棄地</p> <p>本県の平成27年度の耕地面積（田畠計）129,400haのうち、耕作放棄地の面積は11,692haとなっており、耕作放棄地率は9.0%である。</p> <p>このうち計画対象区域（警戒区域を除く）の耕作放棄面積は2,595haであり、このような耕作放棄地は、ニホンジカに恰好のエサ場を提供し、また、それらが隠れ場となる森林と接していることから、ニホンジカにとって都合の良い環境を提供することになるものと考えられる。</p>

表3 計画対象区域（警戒区域を除く）の耕作放棄面積

2010年・2015年農林業センサスより

（単位：ha）

区分	石巻市	気仙沼市	登米市	女川町	南三陸町	計
2010年	492	824	564	11	455	2,346
2015年	517	837	741	×	500	2,595
増減	25	13	177	—	45	249

変更後(新)	変更前(旧)
<p>ト 漁業</p> <p>計画対象区域のうち石巻市・気仙沼市・女川町及び南三陸町は、県内の58漁業地域中36地域が集中するなど、県内でも有数の漁業地域である。当該地域は前述のとおりリアス式海岸で、岩礁域に富み、魚介藻類を多産するほか、小湾が数多く存在し急深であるため良港が開けるとともに、これらの湾では、地域の基幹産業として養殖業が盛んに営まれている。</p> <p>現在のところ、ニホンジカの強い採食圧に起因する土砂崩れなどによる漁業への影響は確認されていない。しかし、万が一にもこのような事態が発生した場合、地域経済への影響は計り知れないため、本計画では、「ニホンジカは本来、森林の動物であるが、海岸の動物もある。」との視点で捉える必要がある（表-5）。</p>	<p>ト 漁業</p> <p>計画対象区域のうち石巻市・気仙沼市・女川町及び南三陸町は、県内の58漁業地域中36地域が集中するなど、県内でも有数の漁業地域である。当該地域は前述のとおりリアス式海岸で、岩礁域に富み、魚介藻類を多産するほか、小湾が数多く存在し急深であるため良港が開けるとともに、これらの湾では、地域の基幹産業として養殖業が盛んに営まれている。</p> <p>現在のところ、ニホンジカの強い採食圧に起因する土砂崩れなどによる漁業への影響は確認されていない。しかし、万が一にもこのような事態が発生した場合、地域経済への影響は計り知れないため、本計画では、「ニホンジカは本来、森林の動物であるが、海岸の動物もある。」との視点で捉える必要がある。</p>
<p>(2) 生息動向及び捕獲状況</p> <p>イ 一般的生態及び食性</p> <p>ニホンジカのサイズは亜種や生息地によって大きく異なり、最大はエゾシカ、最小はヤクシカである。体重はオス50～150kg、メス25～80kg。頭胴長はオス90～190cm、メス90～150cmの範囲にある。</p> <p>出産期は5月下旬から7月上旬まで通常1産1子出産する。交尾期は9月下旬から11月まで順位の高いオスがなわばりを形成しメスの群れを囲い込む一夫多妻のハレムを作る。妊娠期間は230日、生まれる子の性差はない。繁殖率はエサ条件に影響され、栄養状態が良い場合には1歳から繁殖を開始し、2歳以降毎年繰り返す。最長寿命はオスで10～15歳、メスで12～18歳。死亡率は、幼獣では最初の冬の死亡率が高く30～50%，成獣で10～15%とされているが、最近の暖冬による積雪量の減少は特に幼獣の死亡率を低下させ個体数を増加させている。</p> <p>ニホンジカは、集団性が強く「群れ」を形成し、通常、オスとメスは別々の群れをつくる。メスの群れは、母親と娘の血縁的な関係を基礎に形成される。オスは普通1歳までは「メスの群れ」に留まるが、2歳を過ぎるとメスの群れを出て、ほかのオス</p>	<p>(2) 生息動向及び捕獲状況</p> <p>① 一般的生態及び食性</p> <p>ニホンジカのサイズは亜種や生息地によって大きく異なり、最大はエゾシカ、最小はヤクシカである。体重はオス50～150kg、メス25～80kg。頭胴長はオス90～190cm、メス90～150cmの範囲にある。</p> <p>出産期は5月下旬から7月上旬まで通常1産1子出産する。交尾期は9月下旬から11月まで順位の高いオスがなわばりを形成しメスの群れを囲い込む一夫多妻のハレムを作る。妊娠期間は230日、生まれる子の性差はない。繁殖率はエサ条件に影響され、栄養状態が良い場合には2歳から繁殖を開始し以降毎年繰り返す。最長寿命はオスで10～14歳、メスで12～16歳。死亡率は、幼獣では最初の冬の死亡率が高く30～50%，成獣で10～15%とされているが、最近の暖冬による積雪量の減少は特に幼獣の死亡率を低下させ個体数を増加させている。</p> <p>ニホンジカは、集団性が強く「群れ」を形成し、通常、オスとメスは別々の群れをつくる。メスの群れは、母親と娘の血縁的な関係を基礎に形成される。オスは普通1歳までは「メスの群れ」に留まるが、2歳を過ぎるとメスの群れを出て、ほかのオス</p>

変更後(新)	変更前(旧)
<p>とともに「オスの群れ」をつくる。この群れをつくるという性質がニホンジカによる食害の最大要因で、積雪を避けて集合する越冬地などでは100頭/km²以上に達し、生態系に強いインパクトを与える。</p> <p>食性は、ワラビ、レモンエゴマ、シキミなどの特定種を除けばほとんどの植物種を食べる。ニホンジカの食性は可塑性に富むが、エサが少なくなる冬季にはササやスグなどのグラミノイド（イネ科、カヤツリグサ科など）に依存することが多い。</p> <p>口 牡鹿半島個体群の生態及び食性</p> <p>平成19（2007）年度以降に牡鹿半島のニホンジカの胃の内容物の分析を行った。平成19（2007）年10月では緑葉が約30%，枯葉が約11%で、そのほかでは木質纖維、枝、草本の茎、稈、鞘などの支持器官が約53%と過半を占めた。この値は牡鹿半島のニホンジカの食性は劣化していることを示唆していると思われる。平成20（2008）年2月はササが33.0%もの高率を占めていた。これは常緑植物が少ないため、スズタケを集中的に食べているためであると考えられる。また、平成19（2007）年10月にはササが7.6%含まれていたのに、平成20（2008）年10月には0.6%と微量であり、これは現地のスズタケが枯れてい る状況とも対応している。</p> <p>△ 生息分布</p> <p>平成14（2002）年度時点の狩猟によるニホンジカの捕獲メッシュでは牡鹿半島以外に狩猟による捕獲は見られなかったが、平成23（2011）年度では牡鹿半島外への生息域拡大は明らかであり、平成27（2015）年度になると、気仙沼市における生息域が拡大しており、隣接の登米市や南三陸町においても生息が確認されていて、石巻地域と連続した分布域を構成する状況となっているほか、栗原市や仙台以南でも生息が確認されるようになった。</p> <p>令和2（2020）年度は沿岸部のほぼ全てで捕獲が確認されており、栗原市は岩手県の個体群と連続した分布域を構成しているものと考えられる。また、大崎市のほか、県中央部や県南部でも年数頭単位で捕獲が確認されている（図-2～5、写真-7～8）。</p> <p>環境省が令和2（2020）年度に実施した全国のニホンジカ生息分布調査の結果からも、県内のニホンジカ分布域は拡大傾向にあることが示されている（図-6）。</p>	<p>とともに「オスの群れ」をつくる。この群れをつくるという性質がニホンジカによる食害の最大要因で、積雪を避けて集合する越冬地などでは100頭/km²以上に達し、生態系に強いインパクトを与える。</p> <p>食性は、ワラビ、レモンエゴマ、シキミなどの特定種を除けばほとんどの植物種を食べる。ニホンジカの食性は可塑性に富むが、エサが少なくなる冬季にはササやスグなどのグラミノイド（イネ科、カヤツリグサ科など）に依存することが多い。</p> <p>② 牡鹿半島個体群の生態及び食性</p> <p>平成19年度以降に牡鹿半島のニホンジカの胃の内容物の分析を行った。平成19年10月では緑葉が約30%，枯葉が約11%で、そのほかでは木質纖維、枝、草本の茎、稈、鞘などの支持器官が約53%と過半を占めた。この値は牡鹿半島のニホンジカの食性は劣化していることを示唆していると思われる。平成20年2月はササが33.0%もの高率を占めていた。これは常緑植物が少ないため、スズタケを集中的に食べているためであると考えられる。また、平成19年10月にはササが7.6%含まれていたのに、平成20年10月には0.6%と微量であり、これは現地のスズタケが枯れている状況とも対応している。</p> <p>③ 生息分布</p> <p>平成14年度時点の狩猟によるニホンジカの捕獲メッシュでは牡鹿半島以外に狩猟による捕獲は見られなかったが、平成23年度では牡鹿半島外への生息域拡大は明らかであり、平成27年度になると、気仙沼市における生息域が拡大しており、隣接の登米市や南三陸町においても生息が確認されていて、石巻地域と連続した分布域を構成する状況となっているほか、栗原市や仙台以南でも生息が確認されるようになった。</p> <p>また、県林業技術総合センターが実施したニホンジカ生息分布調査において、市町村・森林組合・県猟友会等から収集した目撃情報によると、従来の生息地である牡鹿半島だけでなく、北上山地全域や栗原市・大崎市を中心とした奥羽山脈においても生息が確認され、県内のニホンジカの分布域が拡大していると示唆される。</p>

変更後（新）

変更前（旧）

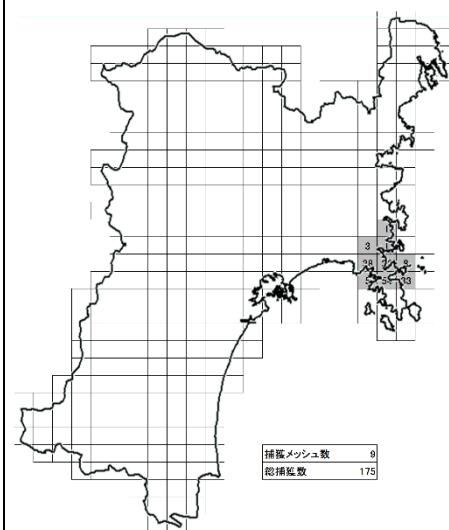


図2 狩猟によるニホンジカ捕獲メッシュ(H14)

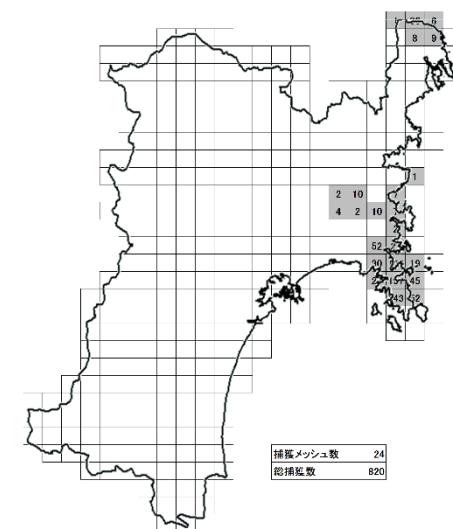


図3 狩猟によるニホンジカ捕獲メッシュ(H23)

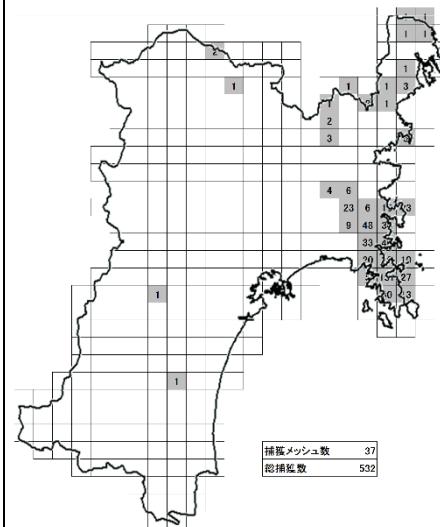
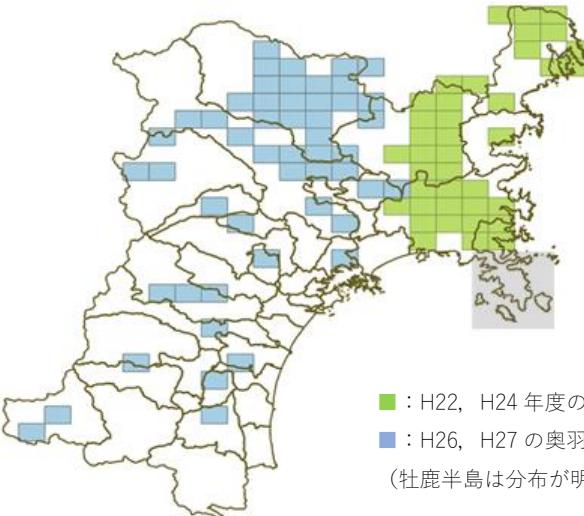


図4 狩猟によるニホンジカ捕獲メッシュ(H27)

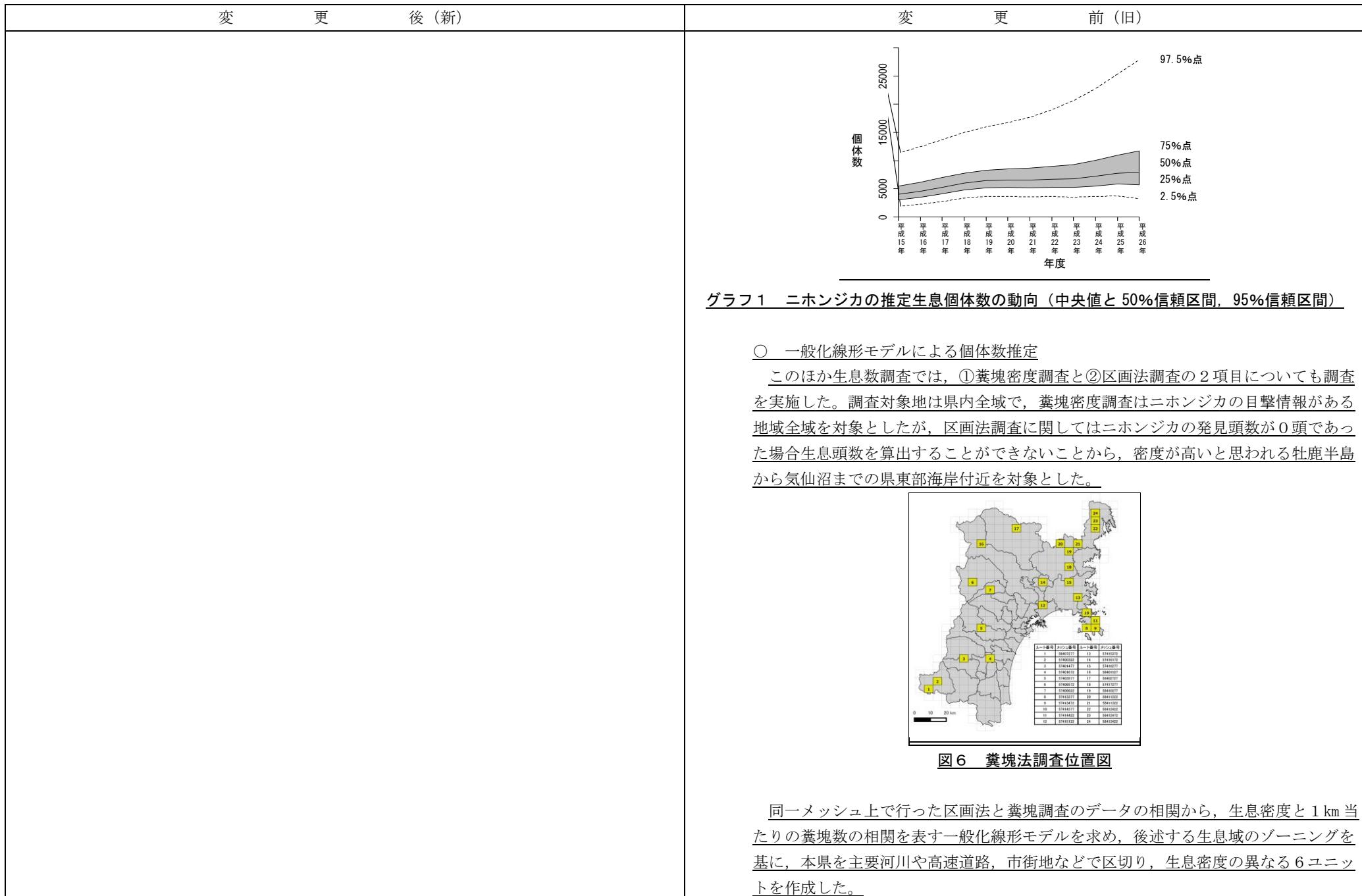
変更後（新）	変更前（旧）
	 <p>■ : H22, H24 年度の北上山地聞き取り調査結果 ■ : H26, H27 の奥羽山脈聞き取り調査結果 (牡鹿半島は分布が明らかなため調査区域外)</p>
	<p>図5 ニホンジカ目撃情報位置図</p>
	<p>写真3 登米市登米町で目撃されたニホンジカ</p>  <p>H24.2 登米町森林組合撮影</p>
	<p>写真4 南三陸町志津川で目撃されたニホンジカ</p>  <p>H24.5 南三陸森林組合撮影</p>
<p>三 生息数・生息密度</p> <p>国では、平成26（2014）年、積極的な捕獲による個体群管理が不可欠となっていることから、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化による法律」（平成14年法律第88号）を改正し、集中的かつ広域的に管理を実現するための方策として、都道府県等が主体となってニホンジカ等の捕獲等を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を新たに創</p>	<p>④ 生息数・生息密度</p> <p>国では、平成26年、積極的な捕獲による個体群管理が不可欠となっていることから、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化による法律」（平成14年法律第88号）を改正し、集中的かつ広域的に管理を実現するための方策として、都道府県等が主体となってニホンジカ等の捕獲等を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」（以下「捕獲等事業」とい</p>

変更後(新)	変更前(旧)
<p>設した。本県でも、<u>法に基づき、平成27（2015）年度以降、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たり、ニホンジカの適正な個体群管理を実現するため、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定するとともに、糞塊法及び区画法による生息状況調査を実施し、県内のニホンジカ個体数や生息密度を推定している。</u></p> <p>県内のニホンジカ個体数推定に当たっては、環境省個体数推定の推定方法に沿ったハーベストベースドモデルとの状態空間モデルを階層ベイズモデルで構築した。ただし、用いることができるデータの取得年数が少なく、それだけでは推定が困難であるため、平成27（2015）年度から令和2（2020）年度までの区画法と糞塊密度調査結果から生息密度を求めるモデルと組み合わせてモデルを構築した。</p> <p>個体数推定に用いるデータは県内全域の狩猟捕獲数、許可捕獲数、糞塊調査の1kmあたりの糞塊数の計3項目の平成22（2010）年度から令和元（2019）年度までの10年間のデータを用い、各データは「石巻・女川」「登米・南三陸」「気仙沼」の3地域に分割して集計した。</p> <p>この結果、令和元（2019）年度末の個体数は石巻・女川地域が8,143頭（95%信頼区間：3,983～17,439頭）、登米・南三陸地域が1,609頭（95%信頼区間：800～3,257頭）、気仙沼地域が1,941頭（95%信頼区間：999～4,363頭）、県全体では中央値11,693頭（95%信頼区間：5,782～25,059頭）と推定された（表-6～9、図7～10）。</p> <p>また、得られた推定値から第二期宮城県ニホンジカ管理計画の管理区域ごとの推定個体数及び推定生息密度を算出したところ、全ての区域で第二期計画で目標としている生息密度を超過していた（表-10）。</p>	<p>う。）を新たに創設した。本県でも、<u>鳥獣保護管理法に基づき、平成27年度以降に国</u>の指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「捕獲等事業」という。）を活用しニホンジカの捕獲促進を図っていくため、その実施計画の作成に必要な生息数等の調査（以下「生息数調査」という。）を実施することとした。</p> <p>県では、平成27年度に、<u>捕獲等事業の実施に当たり、ニホンジカの適正な個体群管理を実現するため、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定することとし、生息数調査を実施した。</u></p> <p>○ 階層ベイズ法による個体数推定</p> <p>この調査では個体数推定を実施し、推定に当たっては、平成15年度以降の狩猟及び許可捕獲数、狩猟者一人当たりの捕獲数、平成24年度以降に林業技術総合センターで実施している糞塊密度調査結果から、環境省により検討が進められた個体数推計の最新の統計手法であるハーベストベースドモデルに基づく階層ベイズ法により個体数を推定した。</p> <p>この結果、平成26年度末の生息個体数は、中央値7,906頭（95%信頼区間：3,288～27,840）と推定された。</p>

表5 推定された個体数

年度	2.5%点	25%点	50%点	75%点	97.5%点
平成15年	1,880	3,011	3,989	5,469	11,340
平成16年	2,262	3,519	4,588	6,182	12,450
平成17年	2,729	4,114	5,268	6,964	13,720
平成18年	3,302	4,786	6,005	7,789	14,961
平成19年	3,618	5,160	6,440	8,318	15,970
平成20年	3,678	5,237	6,557	8,522	16,781
平成21年	3,585	5,191	6,561	8,648	17,661
平成22年	3,605	5,260	6,722	8,989	19,040
平成23年	3,498	5,223	6,801	9,304	20,641
平成24年	3,622	5,478	7,215	10,030	22,790
平成25年	3,740	5,815	7,752	10,983	25,360
平成26年	3,288	5,673	7,906	11,690	27,840

※2.5%点～97.5%点が95%信頼区間、25%点～75%点が50%信頼区間、50%点が中央値を示している。



変更後（新）	変更前（旧）
	<p>図7 個体数推定ユニット図</p> <p>そして、この生息数調査と林業技術総合センターで実施した糞塊調査結果を6ユニットに当てはめ、それぞれのユニットごとの平均値を算出し、回帰式に代入してユニットごとの生息密度を推定した。この生息密度と森林面積からユニットごとの個体数を推定したものである。</p> <p>なお、ユニット6については、生息密度が極端に低い、推定の対象となる面積に対して糞塊密度調査の総距離が極端に短い、区画法調査を行っていないため、推定の精度に問題があると考えられることから推定の対象から除外している。</p> <p>生息数調査及び林業技術総合センターで実施した糞塊調査の結果を基に、各ユニットの平均生息密度及び推定個体数をまとめたものが次の表となる。</p>

変更後(新)	変更前(旧)																																										
表6 各ユニットの平均生息密度及び推定個体数																																											
<p>ただし、階層ベイズ法による生息数推定の性質として、新しいデータが加わると推定値が過去に遡って見直されるため、必要に応じて推定値を更新していくこととする。</p> <p>糞塊法調査及び区画法調査については、管理区域ごと、メッシュごとの生息密度や糞塊密度等のデータから、狩猟や鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的での捕獲（以下「有害鳥獣捕獲」という。）などによる捕獲の効果を検証すること等に利用することとし、継続してモニタリングを実施することとする。</p> <p>なお、階層ベイズ法による生息数の推定及び糞塊密度調査並びに区画法調査を継続的に実施することにより、さらに精度の高い推定生息数の算出や捕獲の効果検証が可能となり、ニホンジカの管理に役立てることが期待されることから、引き続き調査を行うこととする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ユニット番号</th><th>面積(km²)</th><th>糞塊調査メッシュ数</th><th>平均生息密度(頭/km²)</th><th>森林面積(km²)</th><th>推定個体数(頭)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>134.63</td><td>4</td><td>5.37</td><td>114.63</td><td>616</td></tr> <tr> <td>2</td><td>519.83</td><td>7</td><td>2.30</td><td>394.54</td><td>909</td></tr> <tr> <td>3</td><td>206.82</td><td>2</td><td>3.43</td><td>160.46</td><td>551</td></tr> <tr> <td>4</td><td>222.63</td><td>4</td><td>16.83</td><td>161.74</td><td>2,721</td></tr> <tr> <td>5</td><td>114.86</td><td>9</td><td>28.70</td><td>96.80</td><td>2,778</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1,198.77</td><td>26</td><td></td><td>928.17</td><td>7,575</td></tr> </tbody> </table> <p>このとおり、ユニット1で616頭、ユニット2で909頭、ユニット3で551頭、ユニット4で2,721頭、ユニット5で2,778頭と算出された。これより、1から5ユニットまでの合計個体数は7,575頭と推定された。</p> <p>なお、ユニット5は「原住区域」、ユニット4は「拡大区域A」、ユニット1は「拡大区域B」、ユニット2及び3は「侵出抑制区域」に符号している。</p> <p>2つの方法による個体数推定を実施したが、このうち階層ベイズ法による推定値は、過去の捕獲数と複数の密度指標（糞塊密度、CPUE、SPUE等）の変化から統計的に算出した値であり、生息状況だけでなく、捕獲状況の時間的な変化のデータを使用し、生息状況調査の観測時の誤差を考慮した上で推定することができる特長があり、他の手法よりも合理的な個体数が推定されるといわれている。よって本計画では、階層ベイズ法により得られた推定生息数を基数として利用する。</p> <p>なお、階層ベイズ法による生息数推定の性質として、新しいデータが加わると推定値が過去に遡って見直されるため、隨時、推定値を更新していくこととする。</p> <p>糞塊法調査及び区画法調査については、ユニットごと、メッシュごとの生息密度や糞塊密度等のデータから、狩猟や有害鳥獣捕獲などによる捕獲の効果を検証すること等に利用することとし、継続してモニタリングを実施することとする。</p> <p>なお、階層ベイズ法による生息数の推定及び糞塊密度調査並びに区画法調査を継続的に実施することにより、さらに精度の高い推定生息数の算出や捕獲の効果検証が可能となり、ニホンジカの管理に役立てることが期待されることから、引き続き調査を行うこととする。</p>	ユニット番号	面積(km ²)	糞塊調査メッシュ数	平均生息密度(頭/km ²)	森林面積(km ²)	推定個体数(頭)	1	134.63	4	5.37	114.63	616	2	519.83	7	2.30	394.54	909	3	206.82	2	3.43	160.46	551	4	222.63	4	16.83	161.74	2,721	5	114.86	9	28.70	96.80	2,778	合計	1,198.77	26		928.17	7,575
ユニット番号	面積(km ²)	糞塊調査メッシュ数	平均生息密度(頭/km ²)	森林面積(km ²)	推定個体数(頭)																																						
1	134.63	4	5.37	114.63	616																																						
2	519.83	7	2.30	394.54	909																																						
3	206.82	2	3.43	160.46	551																																						
4	222.63	4	16.83	161.74	2,721																																						
5	114.86	9	28.70	96.80	2,778																																						
合計	1,198.77	26		928.17	7,575																																						

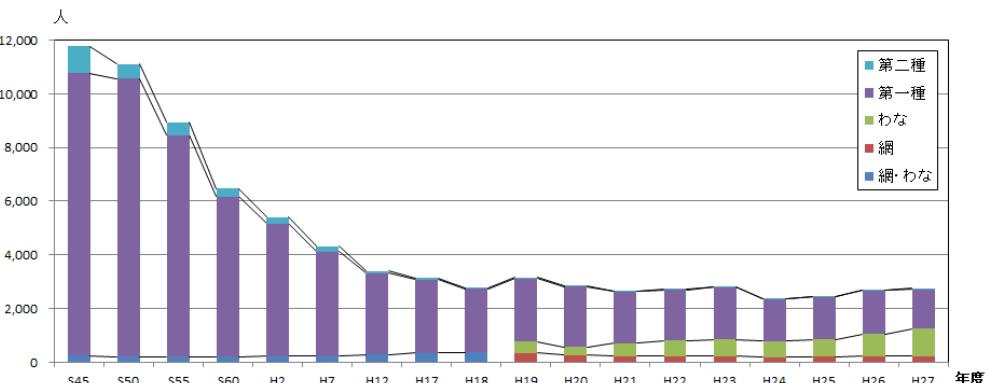
変更後(新)															変更前(旧)																																																																																																																																										
本 捕獲状況															⑤ 捕獲状況																																																																																																																																										
(イ) 捕獲数															昭和 44 年度から平成 27 年度までの県内の捕獲状況を見ると、平成 11 年度に捕獲頭数の合計が 100 頭を超えると平成 19 年度には 1,000 頭を超え、その後、平成 23 年度までは多少の増減はあるものの捕獲頭数は前計画の捕獲目標である 1,500 頭前後で推移し、一旦減少したものの、平成 26 年度以降は増加傾向にある。																																																																																																																																										
昭和 44 (1969) 年度から令和 2 (2020) 年度までの県内の捕獲状況を見ると、平成 11 (1999) 年度に捕獲頭数の合計が 100 頭を超えると平成 19 (2007) 年度には 1,000 頭を超え、その後、平成 23 (2011) 年度までは多少の増減はあるものの捕獲頭数は第一期計画の捕獲目標である 1,500 頭前後で推移した。その後、一旦減少したものの、平成 26 (2014) 年度以降は再び増加に転じ、平成 28 (2016) 年度には 2,000 頭、平成 30 (2018) 年度には 5,000 頭を超え、令和 2 (2020) 年度は過去最高となる 5,111 頭を捕獲しており、捕獲数は急激な増加傾向を示している。(表-11, 図-11)。															表 7 県内における昭和 44 年からの捕獲数の推移																																																																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>年度</th><th>S44</th><th>S45</th><th>S46</th><th>S47</th><th>S48</th><th>S49</th><th>S50</th><th>S51</th><th>S52</th><th>S53</th><th>S54</th><th>S55</th><th>S56</th><th>S57</th><th>S58</th><th>S59</th><th>S60</th><th>S61</th><th>S62</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狩獵</td><td>オス</td><td>32</td><td>9</td><td>13</td><td>10</td><td>14</td><td>3</td><td>17</td><td>20</td><td>29</td><td>37</td><td>25</td><td>19</td><td>26</td><td>15</td><td>10</td><td>11</td><td>11</td><td>17</td><td>15</td></tr> <tr> <td></td><td>メス</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>有害</td><td>オス</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>メス</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td></td><td>32</td><td>9</td><td>13</td><td>10</td><td>14</td><td>5</td><td>17</td><td>21</td><td>29</td><td>37</td><td>25</td><td>19</td><td>26</td><td>15</td><td>10</td><td>11</td><td>11</td><td>17</td><td>15</td></tr> </tbody> </table>																												区分	年度	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	狩獵	オス	32	9	13	10	14	3	17	20	29	37	25	19	26	15	10	11	11	17	15		メス																				有害	オス								2	1												メス																				合計		32	9	13	10	14	5	17	21	29	37	25	19	26	15	10	11	11	17	15
区分	年度	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62																																																																																																																																					
狩獵	オス	32	9	13	10	14	3	17	20	29	37	25	19	26	15	10	11	11	17	15																																																																																																																																					
	メス																																																																																																																																																								
有害	オス								2	1																																																																																																																																															
	メス																																																																																																																																																								
合計		32	9	13	10	14	5	17	21	29	37	25	19	26	15	10	11	11	17	15																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>年度</th><th>S63</th><th>H1</th><th>H2</th><th>H3</th><th>H4</th><th>H5</th><th>H6</th><th>H7</th><th>H8</th><th>H9</th><th>H10</th><th>H11</th><th>H12</th><th>H13</th><th>H14</th><th>H15</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狩獵</td><td>オス</td><td>13</td><td>21</td><td>10</td><td>10</td><td>24</td><td>21</td><td>46</td><td>33</td><td>63</td><td>37</td><td>65</td><td>150</td><td>151</td><td>144</td><td>179</td><td>199</td><td>190</td><td>220</td><td>223</td></tr> <tr> <td></td><td>メス</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>有害</td><td>オス</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>7</td><td>18</td><td>25</td><td>33</td><td>29</td><td>62</td><td>95</td><td>97</td><td>113</td><td>174</td></tr> <tr> <td></td><td>メス</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>20</td><td>11</td><td>16</td><td>48</td><td>125</td><td>98</td><td>91</td><td>133</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td></td><td>13</td><td>21</td><td>10</td><td>10</td><td>24</td><td>21</td><td>50</td><td>35</td><td>65</td><td>46</td><td>83</td><td>195</td><td>195</td><td>189</td><td>289</td><td>419</td><td>385</td><td>424</td><td>530</td></tr> </tbody> </table>																												区分	年度	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	狩獵	オス	13	21	10	10	24	21	46	33	63	37	65	150	151	144	179	199	190	220	223		メス																				有害	オス							2	1	2	7	18	25	33	29	62	95	97	113	174		メス							2	1	2	20	11	16	48	125	98	91	133			合計		13	21	10	10	24	21	50	35	65	46	83	195	195	189	289	419	385	424	530
区分	年度	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18																																																																																																																																					
狩獵	オス	13	21	10	10	24	21	46	33	63	37	65	150	151	144	179	199	190	220	223																																																																																																																																					
	メス																																																																																																																																																								
有害	オス							2	1	2	7	18	25	33	29	62	95	97	113	174																																																																																																																																					
	メス							2	1	2	20	11	16	48	125	98	91	133																																																																																																																																							
合計		13	21	10	10	24	21	50	35	65	46	83	195	195	189	289	419	385	424	530																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>年度</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狩獵</td><td>オス</td><td>450</td><td>400</td><td>462</td><td>382</td><td>341</td><td>266</td><td>300</td><td>352</td><td>282</td></tr> <tr> <td></td><td>メス</td><td>230</td><td>530</td><td>510</td><td>418</td><td>430</td><td>343</td><td>348</td><td>397</td><td>248</td></tr> <tr> <td>不明</td><td></td><td></td><td>45</td><td>3</td><td>12</td><td>49</td><td>7</td><td>3</td><td>10</td><td>2</td></tr> <tr> <td>有害</td><td>オス</td><td>190</td><td>267</td><td>372</td><td>299</td><td>369</td><td>241</td><td>178</td><td>451</td><td>491</td></tr> <tr> <td></td><td>メス</td><td>143</td><td>175</td><td>225</td><td>278</td><td>294</td><td>295</td><td>256</td><td>440</td><td>691</td></tr> <tr> <td>個体数</td><td>オス</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>32</td><td>50</td><td>66</td><td>61</td><td>87</td></tr> <tr> <td></td><td>調整</td><td>メス</td><td></td><td></td><td></td><td>18</td><td>47</td><td>41</td><td>50</td><td>44</td></tr> <tr> <td>合計</td><td></td><td>1,013</td><td>1,417</td><td>1,572</td><td>1,389</td><td>1,533</td><td>1,249</td><td>1,192</td><td>1,761</td><td>1,845</td></tr> </tbody> </table>																												区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	狩獵	オス	450	400	462	382	341	266	300	352	282		メス	230	530	510	418	430	343	348	397	248	不明			45	3	12	49	7	3	10	2	有害	オス	190	267	372	299	369	241	178	451	491		メス	143	175	225	278	294	295	256	440	691	個体数	オス					32	50	66	61	87		調整	メス				18	47	41	50	44	合計		1,013	1,417	1,572	1,389	1,533	1,249	1,192	1,761	1,845																											
区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27																																																																																																																																															
狩獵	オス	450	400	462	382	341	266	300	352	282																																																																																																																																															
	メス	230	530	510	418	430	343	348	397	248																																																																																																																																															
不明			45	3	12	49	7	3	10	2																																																																																																																																															
有害	オス	190	267	372	299	369	241	178	451	491																																																																																																																																															
	メス	143	175	225	278	294	295	256	440	691																																																																																																																																															
個体数	オス					32	50	66	61	87																																																																																																																																															
	調整	メス				18	47	41	50	44																																																																																																																																															
合計		1,013	1,417	1,572	1,389	1,533	1,249	1,192	1,761	1,845																																																																																																																																															
※H27 の個体数調整欄の数値は指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数															※H27 の個体数調整欄の数値は指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数																																																																																																																																										
															グラフ 2 県内における昭和 44 年からの捕獲数の推移																																																																																																																																										
※H27 の個体数調整欄の数値は指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数															※H27 の個体数調整欄の数値は指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数																																																																																																																																										

変更後（新）	変更前（旧）																																																																														
<p style="text-align: center;">変更後（新）</p> <p>(ロ) メスジカの捕獲割合</p> <p>ニホンジカの場合、増加率を大きく左右するのは成獣メスの比率であるため、ガイドラインにおいて、個体数の減少のためには成獣メスの捕獲数を増やすことが効果的であるとされている。</p> <p>宮城県では、昭和25（1950）年に「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」が改正されオスジカのみが狩猟獣とされた以降も全面的な捕獲禁止の措置が長らく続けられ、メスジカの狩猟が解禁されたのは平成19（2007）年度以降のことである。その後、捕獲頭数制限が段階的に緩和され、第二期計画ではメスジカの狩猟捕獲を無制限としたことなどから、メスジカの捕獲割合は、近年は5割前後で推移している（表-12、図-12）。</p>	<p>本県と岩手県で平成3年度から平成27年度までに捕獲されたメスの比率を見てみると。個体数抑制にはメスの捕獲が効果的であるが、本県におけるメスの捕獲比率は前々計画策定時点で3割以下であり全体の捕獲頭数の伸びに比べて効果的な個体数の抑制効果とはなっていなかった。一方、平成6年度からメスの狩猟規制が解除されている岩手県では、特定計画によりメス捕獲に向けた取組が行われていることからメスの捕獲割合は5割を超えており、宮城県においても前々計画でメスの捕獲を推進したことにより近年は5割程度で推移している。</p> <table border="1"> <caption>グラフ3 メスの捕獲割合（宮城県、岩手県）</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>宮城県 (%)</th> <th>岩手県 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>He3</td><td>2.0</td><td>35.0</td></tr> <tr><td>He4</td><td>2.0</td><td>45.0</td></tr> <tr><td>He5</td><td>2.0</td><td>50.0</td></tr> <tr><td>He6</td><td>4.0</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>He7</td><td>4.0</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>He8</td><td>2.0</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>He9</td><td>5.0</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>He10</td><td>2.0</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>He11</td><td>10.0</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>He12</td><td>5.0</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>He13</td><td>8.0</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>He14</td><td>15.0</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>He15</td><td>30.0</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>He16</td><td>25.0</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>He17</td><td>22.0</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>He18</td><td>25.0</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>He19</td><td>40.0</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>He20</td><td>50.0</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>He21</td><td>48.0</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>He22</td><td>50.0</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>He23</td><td>48.0</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>He24</td><td>52.0</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>He25</td><td>55.0</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>He26</td><td>52.0</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>He27</td><td>55.0</td><td>55.0</td></tr> </tbody> </table>	年	宮城県 (%)	岩手県 (%)	He3	2.0	35.0	He4	2.0	45.0	He5	2.0	50.0	He6	4.0	55.0	He7	4.0	55.0	He8	2.0	55.0	He9	5.0	55.0	He10	2.0	55.0	He11	10.0	55.0	He12	5.0	55.0	He13	8.0	55.0	He14	15.0	55.0	He15	30.0	55.0	He16	25.0	55.0	He17	22.0	55.0	He18	25.0	55.0	He19	40.0	55.0	He20	50.0	55.0	He21	48.0	55.0	He22	50.0	55.0	He23	48.0	55.0	He24	52.0	55.0	He25	55.0	55.0	He26	52.0	55.0	He27	55.0	55.0
年	宮城県 (%)	岩手県 (%)																																																																													
He3	2.0	35.0																																																																													
He4	2.0	45.0																																																																													
He5	2.0	50.0																																																																													
He6	4.0	55.0																																																																													
He7	4.0	55.0																																																																													
He8	2.0	55.0																																																																													
He9	5.0	55.0																																																																													
He10	2.0	55.0																																																																													
He11	10.0	55.0																																																																													
He12	5.0	55.0																																																																													
He13	8.0	55.0																																																																													
He14	15.0	55.0																																																																													
He15	30.0	55.0																																																																													
He16	25.0	55.0																																																																													
He17	22.0	55.0																																																																													
He18	25.0	55.0																																																																													
He19	40.0	55.0																																																																													
He20	50.0	55.0																																																																													
He21	48.0	55.0																																																																													
He22	50.0	55.0																																																																													
He23	48.0	55.0																																																																													
He24	52.0	55.0																																																																													
He25	55.0	55.0																																																																													
He26	52.0	55.0																																																																													
He27	55.0	55.0																																																																													
<p style="text-align: center;">変更前（旧）</p> <p>(ハ) 猟法</p> <p>牡鹿半島及び半島周辺部での捕獲方法の特徴は、他の地域と違い、グループによる猟で犬を使った追い出し方法（巻き狩り）を行っている。また、そのほかの地域ではくくりわな猟による捕獲が主流となっている。</p> <p>△ 狩猟者の推移</p> <p>県内の狩猟免許所持者数（法第39条第1項に規定する狩猟免許を受けた者の数をいう。）は、ピークである昭和40（1965）年代は11,000人前後であったが、その後は減少の一途をたどり、平成24（2012）年度には2,379人まで減少し、ピーク時の4分の1以下となった。近年は、免許取得に対する行政の支援や農家等による自衛のため、狩猟免許所持者は増加に転じており、令和2（2020）年度は平成24（2012）年度から1,360人増の3,739人まで狩猟免許取</p>	<p>牡鹿半島及び半島周辺部での捕獲方法の特徴は、他の地域と違い、グループによる猟で犬を使った追い出し方法を行っている。また、気仙沼地域ではわな猟による捕獲が主流となっている。</p> <p>⑥ 狩猟者の推移</p> <p>本県の狩猟免許所持者数の推移であるが、ピークである昭和40年台は11,000人前後、昭和50年代前半は10,000人前後、昭和50年代後半は8,000人前後、昭和60年代は6,000人前後と減少の一途をたどり、平成24年度には2,379人まで減少しピーク時の4分の1以下となった。この減少は、銃猟免許所持者の減少によるものであるが、近年は、免許取得に対する行政の支援や農家等による自衛のため、わな免許所持者が増加しており、全体としては狩猟免許所持者が微増傾向で推移している。</p>																																																																														

変更後（新）

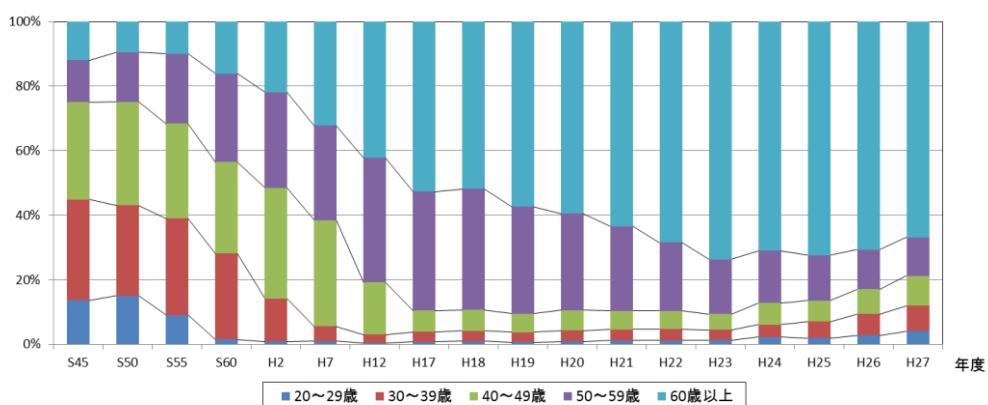
得者が増加し、年齢構成もわずかながら60歳未満の割合が高まっているものの、新たな狩猟免許取得者の大半はわな免許所持者である。銃猟免許所持者は過去最低水準にあり、ニホンジカを含む大型獣の止めさしが可能な捕獲の扱い手は依然として不足しており、有害鳥獣捕獲隊の編成に苦慮する状況が続いているため、今後の野生生物の保護管理に支障が生じることが懸念される（表－13、図－13及び14）。

変更前（旧）



グラフ4 狩猟免許種別所持者数

狩猟免許所持者の年齢別構成比については、昭和40年代には60歳以上の所持者は1割程度を占めるに過ぎなかったが、その後若年層の新規所持者が減り続けて高齢化が進み、平成21年度以降、60歳以上の所持者が6割を超え、平成23年度には7割に達している。



グラフ5 年齢別狩猟免許所持者の構成

変更後(新)	変更前(旧)
<p>(3) 被害及び被害防止状況</p> <p>① 被害状況</p> <p>ニホンジカによる農作物被害は、平成10（1998）年度頃までは突発的に500万円を超える被害が発生した年度があったものの目立った被害はなかったが、平成11（1999）年度以降、被害金額が増加し始めた。平成14（2002）年度に1,000万円を超過すると、震災前後はデータが欠落しているものの平成30（2018）年度頃までは1,500万円程度の被害金額で推移し、令和元（2019）年度には2,000万円を超える被害となったほか、令和2（2020）年度も約1,700万円の被害額となっている（表-14、図-14）。</p> <p>作物別では稻の被害が大きく、令和2（2020）年度も被害額の約39%が稻となっている。それ以外では年度によって変動があるものの、果樹、飼料作物や野菜の被害が多くなっている。被害発生市町村については、平成24（2012）年度までは石巻市、気仙沼市、女川町に限定されていたが、平成25（2013）年度には南三陸町、平成27（2015）年度には登米市でも被害が発生するようになった。そのほか、内陸部の仙台市、岩沼市、栗原市、川崎町、加美町でも散発的に被害が発生している（表-15）。</p> <p>森林被害については、年による変動が大きく、令和2（2020）年度は約5,900万円の被害となった。被害形態としてはスギやヒノキの樹皮剥ぎのほか、造林地における苗木の食害が発生している（表-16）。</p>	<p>(3) 被害及び被害防止状況</p> <p>① 被害状況</p> <p>ニホンジカによる農林業被害額の推移であるが、農業被害については主に石巻市や女川町で水稻や飼料作物が被害を受けていたが、震災の影響により平成22年度のデータが欠落しており、平成23年度についても被害が大きいと見られる石巻市と女川町の農業被害のデータがない。</p> <p>平成25年度以降は石巻市と女川町のデータを含んでおり、震災前の平成21年度の被害額を下回っている。</p>

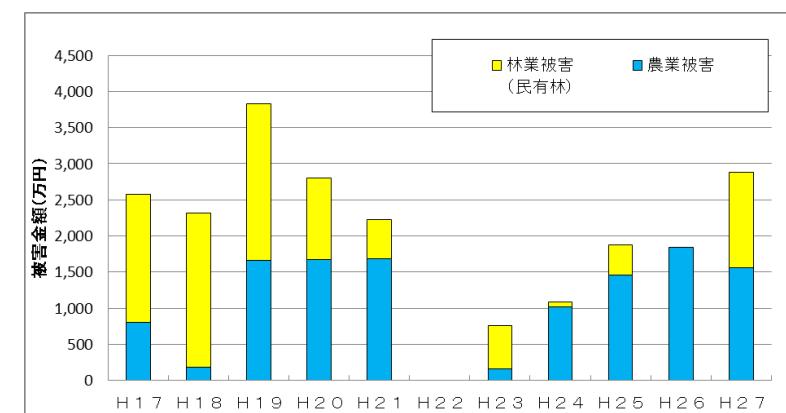
表8 ニホンジカによる農林業被害額

単位：万円

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
農業被害	800	188	1,665	1,669	1,688	—	162	1,019	1,464	1,845	1,560
稻	500	129	786	850	861	—	110	441	421	684	458
飼料作物	0	29	479	482	479	—	0	6	283	172	172
野菜	300	30	400	334	339	—	36	246	270	482	270
その他	0	0	1	3	9	—	17	326	490	507	660
林業被害 (民有林)	1,772	2,124	2,169	1,138	540	—	598	65	408	—	1,324
計	2,572	2,312	3,834	2,807	2,228	—	760	1,084	1,872	1,845	2,884

※農作物：県農産園芸環境課、民有林：県森林整備課調べ。

(H22は震災によりデータなし、H23・24の農業被害は気仙沼市のみのデータ)



グラフ6 ニホンジカによる農林業被害額

変更後(新)	変更前(旧)
<p>自動車とニホンジカの衝突による交通事故被害については、原住区域である牡鹿半島では海岸線に沿う県道2号、41号及び稜線沿いの県道220号（通称：コバルトライン）とそれらを結ぶ市町道上などで発生し、その多くは夜間にカーブが多く見通しが利かない場所で発生している。</p> <p>長期的には件数は増加傾向にあり、平成29（2017）年度以降は気仙沼地方振興事務所管内（気仙沼市、南三陸町）でも被害が発生している（表-17）。</p> <p>なお、県で把握している衝突事故件数は警察等への届出件数ではなく、県道において道路管理者が実施したニホンジカの死亡個体回収件数であり、自動車と衝突した個体が林内へ逃走した場合や県道以外の道路における事故発生件数は把握していないため、実数は更に多いものと考えられる。</p>	<p>牡鹿半島の特徴である自動車とニホンジカの衝突による交通事故被害については、海岸線に沿う県道2号・41号、稜線沿いの県道220号（通称：コバルトライン）とそれらを結ぶ市町道上などで発生し、その多くは夜間にカーブが多く見通しが利かない場所で発生している。</p> <p>なお、件数は警察等への届出件数ではなく、道路管理者が衝突死したニホンジカを回収した個体数である。</p> <p>なお、気仙沼土木事務所管内における県管理道路の、気仙沼市内及び南三陸町のエリアにおいて、ニホンジカの道路周辺での目撃例は増加傾向にあるが、具体的な衝突事故は確認されていない。</p>
<p>② 被害防止状況</p> <p>牡鹿半島は、リアス式海岸により、もともと営農というよりは自家消費のための耕作地が多く、被害防止は魚網や廃材を利用した簡易な防除網や柵によるもので、被害防止対策として効果的とされるニホンジカ用の侵入防止柵や電気柵は多額の経費がかかるためほとんど設置されていない。また、再造林地においても一部で防鹿柵や植生保護管（ヘキサチューブ）などが使用されている例があるものの、被害地全域において対策を講ずるまでは至っていない。</p>	<p>② 被害防止状況</p> <p>牡鹿半島は、リアス式海岸により、もともと営農というよりは自家消費のための耕作地が多く、被害防止は魚網や廃材を利用した簡易な防除網や柵によるもので、被害防止対策として効果的とされる電気柵は多額の経費がかかるためほとんど設置されていない。また、再造林地においても一部で防鹿柵や植生保護管（ヘキサチューブ）などが使用されている例があるものの、被害地全域において対策を講ずるまでは至っていない。</p>
<p>6 第二種特定鳥獣の管理の目標</p> <p>以上の現状を踏まえ、県内におけるニホンジカの生息数及び生息地域の適正化を図るために、次の目標を設定するとともに、その実現に向けた方策を推進する。</p> <p>(1) 目標の設定</p> <p>原住区域である牡鹿半島は、文献や狩猟統計等によれば古くからニホンジカの生息地</p>	<p>6 第二種特定鳥獣の管理の目標</p> <p>以上の現状を踏まえ、県内におけるニホンジカの生息数及び生息地域の適正化を図るために、次の目標を設定するとともに、その実現に向けた方策を推進する。</p> <p>(1) 目標の設定</p> <p>原住区域である牡鹿半島は、文献や狩猟統計等によれば古くからニホンジカの生息地</p>

変更後(新)	変更前(旧)
<p>域であり、途絶えることなく地域個体群を形成してきた。このことから地域個体群として適正な生息数・密度にした上で、将来にわたって管理していくべき地域と考える。</p> <p>適正な密度及び生息数については、ガイドラインでは「ニホンジカの密度と農林業等被害の水準や生態系へのインパクトとの関係については、ニホンジカの個体サイズや生息環境の質（植生の種類や生産力）等、地域的に様々なことが異なるため、全国共通の基準はない。そのため、各地域、各環境における適正密度を分析し、暫定的に設定した生息密度目標を順応的に補正することによって、より適切な目標に近づくように設定していく。」とされている。</p> <p>また、「特定鳥獣保護・管理計画作成のガイドライン（ニホンジカ編・平成27年度）」では、適正な生息密度は、非積雪期の密度で、農林業被害があまり大きくならない程度で1～2頭/km²、自然植生にあまり目立った影響が出ない程度で3～5頭/km²とされており、これを牡鹿半島の面積約100km²に当てはめれば、それぞれ100～200頭、300～500頭である。</p> <p>しかし、ニホンジカによる様々な影響は、その地域特性（気象、土地、植物、産業など）により多様であり、被害状況や植物群落への影響などのモニタリングを通じて地域に適した生息密度等を導き出す必要があることや、現段階では推定生息密度が適正な生息密度を大幅に超過している現状を踏まえ、「原住区域」は生息密度10頭/km²以下、生息頭数1,000頭以下を当面の目標とする。</p> <p>一方、その他区域では、古くには生息していたが、一度途絶え、近年に半島内での個体数の増加及び岩手県での生息域の拡大により、新たに侵出してきており、これ以上の生息域の拡大を阻止するとともに、現在の生息密度を低下させるべき区域と考える。</p> <p>まず、牡鹿半島周辺部である「拡大区域A」及び気仙沼市・南三陸町の「拡大区域B」は、原住区域や岩手県から分布拡大したニホンジカが定着している区域で、特に「拡大区域A」は原住区域に匹敵するほどの生息密度に達している。近年の捕獲圧（鳥獣を捕獲する際の捕獲作業努力）強化により生息数の増加に歯止めが掛かっていると考えられるものの、「侵出抑制区域」への流出を抑えるためには更なる捕獲圧の強化が必要であることから、「原住区域」と同様の積極的な捕獲を行うこととする。</p> <p>なお、「拡大区域A」と「拡大区域B」の生息密度が異なることから、「拡大区域A」は生息密度10頭/km²以下、「拡大区域B」は生息密度3～5頭/km²以下を目標とする。</p> <p>一方、「侵出抑制区域」は、「拡大区域A」及び「拡大区域B」よりも低密度で、まばらに生息が確認される区域であり、今後生息密度が高くなるおそれがある。生息密度の増加を防ぐため、わな猟等低密度下でも捕獲できる方法で確実に捕獲することが求め</p>	<p>域であり、途絶えることなく地域個体群を形成してきた。このことから地域個体群として適正な生息数・密度にした上で、将来にわたって管理していくべき地域と考える。</p> <p>適正な密度及び生息数は、ガイドラインによれば、非積雪期の密度で、農林業被害があまり大きくならない程度で1～2頭/km²、自然植生にあまり目立った影響が出ない程度で3～5頭/km²と言われており、これを牡鹿半島の面積約100km²に当てはめれば、それぞれ100～200頭、300～500頭である。</p> <p>しかし、ニホンジカによる様々な影響は、その地域特性（気象、土地、植物、産業など）により多様であり、被害状況や植物群落への影響などのモニタリングを通じて地域に適した生息密度等を導き出す必要がある。</p> <p>これらのことと、現段階では推定生息数等において不確定要素が多数存在していることを踏まえ、「原住区域」は生息密度10頭/km²以下、生息頭数1,000頭以下を当面の目標とする。</p> <p>一方、その他区域では、古くには生息していたが、一度途絶え、近年に半島内での個体数の増加及び岩手県での生息域の拡大により、新たに侵出してきており、これ以上の生息域の拡大を阻止するとともに、現在の生息密度を低下させるべき区域と考える。</p> <p>まず、牡鹿半島周辺部である「拡大区域A」及び気仙沼市北部の「拡大区域B」では、周辺地域への流出による影響を考慮すると、更に捕獲圧を高める必要がある。「原住区域」から分布拡大したニホンジカが定着している区域で、密度は「原住区域」ほど高くはないが、侵入初期段階ではない。現状維持では生息密度が増大していくことが予想され、生息密度が高い地域では「原住区域」と同様の積極的な捕獲を行うこととする。</p> <p>なお、「拡大区域A」と「拡大区域B」の生息密度が異なることから、「拡大区域A」は生息密度10頭/km²以下、「拡大区域B」は生息密度3～5頭/km²以下を目標とする。</p> <p>一方、「侵出抑制区域」は、「拡大区域A」及び「拡大区域B」よりも低密度で、まばらに生息が確認される区域であり、今後生息密度が高くなるおそれがある。生息密度の増加を防ぐため、わな猟等低密度下でも捕獲できる方法で確実に捕獲することが求め</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>られる。「<u>拡大区域A</u>」及び「<u>拡大区域B</u>」並びに他県からの侵出を抑制しつつ、生息密度1~2頭/km²以下を目標とする。さらに、侵入初期段階で、まれに生息が確認される「警戒区域」ではニホンジカが生息できる環境が整っており、今後の流入に警戒が必要であり、生息密度1頭/km²以下を目標とする。現状では目撃自体もまれで計画的な捕獲は難しいため、ニホンジカが侵入してきた場合に素早く情報を察知できる体制を整える必要がある。</p> <p>(2) 目標を達成するための方策</p> <p>目標を達成するための方策として、適正なオス・メスの性比で高い捕獲圧をかけ、ニホンジカの生態に則した被害防除対策及び生息地の適正管理を推進するとともに、継続したモニタリング調査を実施し、計画の達成状況等の検討・評価を行い本計画に反映（フィードバック）させていくこととする。</p> <p>イ 捕獲目標の設定</p> <p>本県のニホンジカ捕獲頭数は近年急激な増加傾向にある。</p> <p>一夫多妻制のニホンジカはオスを多く獲ってもその繁殖力には影響が少ないとから、目標達成のためには、いかにメスに高い捕獲圧をかけるかが重要となり、牡鹿半島では平成22（2010）年度に牡鹿半島計画を改定してメスの捕獲頭数を無制限（オスは1人1日あたり1頭まで）にするなど、メスの捕獲を推進した。</p> <p>一方、平成29（2017）年度には法施行規則が改正され、オスの捕獲頭数制限も解除されたことや、原住区域以外ではわな猟による捕獲が主体であることから、今後もメスを選択的に捕獲することは困難であると考えられるが、メスの群れが存在する地域での捕獲強化などにより、メスの捕獲推進を図る。</p> <p>また、第二期計画では、管理目標を達成するための当面の年間の捕獲目標を1,920頭（（牡鹿半島及びその周辺部について1,700頭以上、気仙沼地域については220頭以上））としていたが、計画開始前の平成28（2016）年度時点で捕獲数は既に捕獲目標を超える2,263頭となり、令和2（2020）年度には5,111頭となるなど、管理計画で定めた捕獲目標と捕獲実績の乖離が著しく大きくなつた。</p> <p>このため、（1）で定めた管理の目標を達成するための年間の捕獲目標頭数については、最新の個体数推定結果に基づいた将来予測等に基づき、県が作成する年度ごとの実施計画書において定めることとする。</p>	<p>られる。「<u>原住区域</u>」及び他県からの侵出を抑制しつつ、生息密度1~2頭/km²以下を目標とする。さらに、侵入初期段階で、まれに生息が確認される「警戒区域」ではニホンジカが生息できる環境が整っており、今後の流入に警戒が必要であり、生息密度1頭/km²以下を目標とする。現状では目撃自体もまれで計画的な捕獲は難しいため、ニホンジカが侵入してきた場合に素早く情報を察知できる体制を整える必要がある。</p> <p>(2) 目標を達成するための方策</p> <p>目標を達成するための方策として、適正なオス・メスの性比で高い捕獲圧（狩猟圧と有害鳥獣捕獲圧をいう。以下同じ。）をかけ、ニホンジカの生態に則した被害防除対策及び生息地の適正管理を推進するとともに、継続したモニタリング調査を実施し、計画の達成状況等の検討・評価を行い本計画に反映（フィードバック）させていくこととする。</p> <p>① 捕獲目標の設定</p> <p>本県の狩猟や有害鳥獣捕獲による捕獲頭数は、1,800頭前後で増加傾向にある。</p> <p>一夫多妻制のニホンジカはオスを多く獲ってもその繁殖力には影響が少ないとから、目標達成のためには、いかにメスに高い捕獲圧をかけるかが重要となり、牡鹿半島では前々計画においてメスの捕獲を推進した。</p> <p>こうした計画における捕獲目標やメスの捕獲推進を継続しつつ、牡鹿半島周辺域や気仙沼地域をはじめ県内各地で目撃や生息が確認されており、更なる捕獲圧の強化が必要である。しかし、現行の体制では個体数の増加傾向を抑えることは相当困難であると言わざるを得ない。</p> <p>このため、当面の年間の捕獲目標は、1,920頭以上（牡鹿半島及びその周辺部について1,700頭以上、気仙沼地域については220頭以上）とするが、先進的な捕獲技術等の積極的な導入を進めるなど、捕獲強化するための体制整備等を検討する。</p> <p>なお、この捕獲目標は生息密度調査結果やベイズ法等による暫定的な推定生息数に基づき算出したものであることから、今後実施を予定している生息数調査の都度、捕獲目標を見直すこととする。</p>

変更後(新)	変更前(旧)																																													
<p>口 狩猟期間の延長</p> <p>狩猟による捕獲圧を高め、個体数の低減を図るため、<u>警戒区域以外のニホンジカの狩猟期間を延長し、11月1日から3月31日までとする</u>（図－15、表－18）。</p>	<p>② 狩猟期間の延長</p> <p>狩猟による捕獲圧を高め、個体数の低減を図るため、<u>計画対象区域（警戒区域以外の区域を含む市町）のニホンジカの狩猟期間を1か月延長し、11月15日から3月15日までとする</u>。</p>																																													
	表9 狩猟期間延長に係る狩猟捕獲実績表（ニホンジカ）																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>狩猟捕獲数 (①=(②+③))</th><th>延長期間捕獲数 (②)</th><th>通常期間捕獲数 (③)</th><th>延長期間捕獲数の割 合(④=(②)/①)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>20</td><td>612</td><td>93</td><td>519</td><td>15.2%</td></tr> <tr><td>21</td><td>927</td><td>137</td><td>790</td><td>14.8%</td></tr> <tr><td>22</td><td>738</td><td>149</td><td>589</td><td>20.2%</td></tr> <tr><td>23</td><td>760</td><td>219</td><td>541</td><td>28.8%</td></tr> <tr><td>24</td><td>616</td><td>104</td><td>512</td><td>16.9%</td></tr> <tr><td>25</td><td>651</td><td>255</td><td>396</td><td>39.2%</td></tr> <tr><td>26</td><td>759</td><td>222</td><td>537</td><td>29.2%</td></tr> <tr><td>27</td><td>532</td><td>175</td><td>357</td><td>32.9%</td></tr> </tbody> </table>	年度	狩猟捕獲数 (①=(②+③))	延長期間捕獲数 (②)	通常期間捕獲数 (③)	延長期間捕獲数の割 合(④=(②)/①)	20	612	93	519	15.2%	21	927	137	790	14.8%	22	738	149	589	20.2%	23	760	219	541	28.8%	24	616	104	512	16.9%	25	651	255	396	39.2%	26	759	222	537	29.2%	27	532	175	357	32.9%
年度	狩猟捕獲数 (①=(②+③))	延長期間捕獲数 (②)	通常期間捕獲数 (③)	延長期間捕獲数の割 合(④=(②)/①)																																										
20	612	93	519	15.2%																																										
21	927	137	790	14.8%																																										
22	738	149	589	20.2%																																										
23	760	219	541	28.8%																																										
24	616	104	512	16.9%																																										
25	651	255	396	39.2%																																										
26	759	222	537	29.2%																																										
27	532	175	357	32.9%																																										
<p>なお、<u>延長期間となる11月15日以前は紅葉狩りやキノコ狩りの行楽客等が入山者がいることや、2月中旬以降も山菜取り等での入山者がいるなど、山野等での人の活動が活発となることから、事故及びトラブル防止のための広報活動を行う</u>。</p>	<p>なお、<u>当該区域は積雪が少なく2月中旬以降、山野等での人の活動が活発となることから、事故及びトラブル防止のための広報活動を行う</u>。</p>																																													
<p>△ 特例休猟区の活用</p> <p>平成25（2013）年10月31日以降、県内に休猟区は指定されていない。今後、休猟区が指定される場合は、関係機関の合意の下、ニホンジカの狩猟ができる区域に指定するものとする。</p>	<p>③ 狩猟頭数制限の緩和</p> <p><u>メスの捕獲を推進するため、狩猟による捕獲頭数制限は、残さ処理を適正に実施できる場合に限り、狩猟者1人当たりの1日の狩猟頭数を無制限とする（ただし、オスについては、1日1頭まで（わな猟については無制限）とする。）。</u></p>																																													
<p>△ 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の活用</p> <p>県内で指定されている鳥獣保護区のうち、ニホンジカによる被害が確認されている鳥獣保護区については、<u>市町村等、関係機関と調整の上で、ニホンジカの捕獲を可能</u></p>	<p>④ 特例休猟区の活用</p> <p>平成25年10月31日以降、県内に休猟区は指定されていない。今後、休猟区が指定される場合は、関係機関の合意の下、ニホンジカの狩猟ができる区域に指定するものとする。</p>																																													
	<p>⑤ 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の活用</p> <p>県内で指定されている鳥獣保護区のうち、ニホンジカによる被害が確認されている鳥獣保護区については、ニホンジカの捕獲を可能とし、それ以外の狩猟鳥獣の捕獲を</p>																																													

変更後(新)	変更前(旧)
<p>とし、それ以外の狩獵鳥獣の捕獲を禁止とする「狩獵鳥獣捕獲禁止区域」への指定変更を行うことを検討する。</p> <p><u>ホ 烏獣の管理を目的とした捕獲の推進</u></p> <p>「原住区域」、「拡大区域A」、「拡大区域B」及び「侵出抑制区域」においては、狩獵のみではなく、有害鳥獣捕獲を積極的に実施していくとともに、<u>市町村と調整の上で、県が鳥獣の数の調整の目的で指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を行う</u>。また、「警戒区域」においては、実際に生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（以下「予察」という。）についても<u>有害鳥獣捕獲許可を行い、頭数が増える前の早期捕獲に努めるものとする</u>。</p> <p><u>ヘ 狩獵者の確保</u></p> <p>県内の狩獵免許所持者数は、近年は増加に転じ、年齢構成もわずかながら若齢化が進んでいるものの、依然としてニホンジカのような大型獣の捕獲を行える狩獵者は不足している状況にあることから、狩獵免許制度の広報に努めるとともに、免許試験の休日開催や試験会場の複数化を実施する。また、<u>有害鳥獣捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業の担い手となり得る狩獵者確保のため、新たに狩獵免許の取得を目指す若年層等を対象とした狩獵者育成講座や、狩獵免許を取得して間もない狩獵者の技能向上のための講座を開設するなど、狩獵に関する教習体制の拡充を図る</u>。</p> <p>さらに、<u>市町村職員自らが有害鳥獣捕獲の担い手となる際に猟銃購入経費を補助するなど、市町村が実施する対策への支援を行う</u>。</p> <p><u>ト 捕獲技術向上と普及</u></p> <p>牡鹿半島地域におけるニホンジカの捕獲は銃獵によるものが主流である。一方でわなによる捕獲を主に行っている地域もあり、獵法のいかんを問わず捕獲技術の向上に努め、捕獲を推進していくことが重要であることから、<u>I C Tを活用したわな等、先進的な捕獲技術の実証及び効果検証や、捕獲技術向上の研修会等の開催を通じ、狩獵者の捕獲技術向上を図ることとする</u>。</p> <p>(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項</p> <p>イ 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的 (略)</p>	<p>禁止とする「狩獵鳥獣捕獲禁止区域」への指定変更を行うことを検討する。</p> <p><u>⑥ 烏獣の管理を目的とした捕獲の推進</u></p> <p>「原住区域」、「拡大区域A」、「拡大区域B」及び「侵出抑制区域」においては、狩獵のみではなく、有害鳥獣捕獲<u>や個体数調整</u>を積極的に実施していくとともに、<u>必要に応じて、県が鳥獣の数の調整の目的での捕獲</u>を行う。また、「警戒区域」においては、実際に生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（以下「予察」という。）についても、<u>予察による被害防止の目的での捕獲許可を行い、頭数が増える前の早期捕獲に努めるものとする</u>。</p> <p><u>⑦ 狩獵者の確保</u></p> <p>高齢化等による狩獵者の減少を受け、狩獵者の確保を図るために、狩獵免許制度の広報に努めるとともに、免許試験の休日開催や試験会場の複数化を実施する。また、<u>個体数調整や有害鳥獣捕獲の担い手となり得る狩獵者確保のため、新たに狩獵免許の取得を目指す若年層等を対象に狩獵者育成講座を開設するなど、狩獵に関する教習体制の拡充を図るよう努める</u>。</p> <p>さらに、狩獵免許の取得や更新経費への支援、市町村の有害捕獲担い手育成補助等を実施し、狩獵免許取得者増加に向けた取組を行うとともに、普及啓発や狩獵者育成支援のための取組を検討する。</p> <p><u>⑧ 捕獲技術向上と普及</u></p> <p>牡鹿半島地域におけるニホンジカの捕獲は銃獵によるものが主流である。一方でわなによる捕獲を主に行っている地域もあり、獵法のいかんを問わず捕獲技術の向上に努め、捕獲を推進していくことが重要である。また、<u>捕獲が進んだ場合の個体の警戒心が高まるなどを想定し、複数の捕獲手法を確保するため、先進的な捕獲手法を含めて獵法のいかんを問わず、捕獲技術の向上に努め、捕獲を推進していくことが重要である</u>。</p> <p>(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項</p> <p>① 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的 (略)</p>

変更後（新）	変更前（旧）
① 実施期間 (略)	② 実施期間 (略)
△ 実施区域 実施区域は、宮城県内全域とする。ただし、 <u>実施期間ごとに、市町村と調整の上で対象の地域を実施計画において定めるものとする。</u>	③ 実施区域 実施区域は、宮城県内全域とする。ただし、 <u>指定管理鳥獣捕獲等事業ごとに対象の地域を実施計画において定めるものとする。</u>
△ 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標 (略)	④ 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標 (略)
△ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価 <u>指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価については、第二種特定鳥獣管理計画と整合を図るよう留意し、<u>実施期間が終了したときには指定管理鳥獣捕獲等事業の目標の達成度や効果、妥当性等について評価、検証を行う。また、評価の妥当性について宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会及び同ニホンジカ部会の意見を聴いた上で指定管理鳥獣捕獲等事業の評価報告書を作成し、県自然保護課ホームページで公表する。</u></u>	⑤ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価 <u>指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価については、第二種特定鳥獣管理計画と整合を図るよう留意し、<u>実施の時期、方法等を定めるものとする。</u></u>
△ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者 (略)	⑥ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者 (略)
7 被害防除対策 (略)	7 被害防除対策 (略)
8 生息地の適正管理 <u>耕作放棄地や伐採・風倒木地は草本類が繁茂しニホンジカに豊富な食糧を提供し、その結果、妊娠率の向上や死亡率の低下による個体数の増加を招いていることから、被害地とは認識されていない耕作放棄地等を適切に管理する必要がある。現在のところ本県では鳥獣被害軽減の視点に立った取組はまだまだ少ないが、今後、鳥獣被害防止特措法等の活用を含め、これら耕作放棄地等の管理や利用方法について多方面から検討を行うこととする。また、森林の皆伐跡地はニホンジカの格好のエサ場となることから、<u>ニホンジカの森林被害が確認されている地域において皆伐を実施する場合は、防鹿柵の設置や忌避剤の塗布等によるシカ被害対策と併用した再造林を進めるため、活用できる補助事業等の周知及び実施を支援するほか、地形条件に応じた適切な防除方法の選択や設置後の柵の管理等について指導することとする。</u> <u>そのほか、河川敷や河畔林、都市部に突き出た緑地帯等をニホンジカが山地から農地や市街地への移動ルートとして利用している場合、見通しの良い環境を作り出し、ニホンジカの侵入を抑制するため、当該箇所の下草や灌木の下刈り・刈り払い等について関係機関に働き</u></u>	8 生息地の適正管理 <u>耕作放棄地や伐採・風倒木地は草本類が繁茂しニホンジカに豊富な食糧を提供し、その結果、妊娠率の向上や死亡率の低下による個体数の増加を招いていることから、被害地とは認識されていない耕作放棄地等を適切に管理する必要がある。現在のところ本県では鳥獣被害軽減の視点に立った取組はまだまだ少ないが、今後、鳥獣被害防止特措法等の活用を含め、これら耕作放棄地等の管理や利用方法について多方面から検討を行うこととする。また、森林の皆伐跡地はニホンジカの格好のエサ場となるため、<u>大面積の皆伐を希望する森林所有者に対して、間伐又は段階的な小面積皆伐を働き掛けるものとする。</u></u>

変 更 後（新）	変 更 前（旧）
<p>かけることとする。</p> <p>9 資源活用及び捕獲個体の適正処理</p> <p>ニホンジカは、農林業被害など負の影響をもたらす一方、狩猟対象鳥獣として人気が高く、また、資源価値の高い生き物でもある。</p> <p><u>しかしながら、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の影響でニホンジカ肉から国基準値を超える放射性セシウムが検出されたことから、平成29（2017）年12月13日付けで県内全域を対象に国から出荷制限指示が出されている。</u></p> <p><u>令和4（2022）年3月時点では、県内3箇所の食肉加工処理施設において県の管理下で全頭検査を行い、放射性セシウムの検査結果が国基準値を超えないものに限って出荷制限が一部解除されている。</u></p> <p><u>現在、食肉加工施設における全頭検査のほか、全県的にニホンジカ肉の放射性物質検査を実施しており、将来的に基準超の数値が出なくなった段階で、資源活用について改めて検討していく。また、捕獲個体については林地等に放置することなく、やむを得ず生態系に影響を及ぼさない方法で埋設する場合を除き、原則として持ち帰り、適正に処理することとする。</u></p> <p>なお、今後、更に捕獲頭数は増加するものと想定されることから、市町村や獣友会等関係機関と連携し、埋設処分する場合の場所の確保及び<u>捕獲個体の解体施設や焼却処理施設等の設置について検討するものとする。</u></p> <p>10 その他管理のために必要な事項</p> <p>(1) 錯誤捕獲の対応</p> <p><u>本県ではニホンジカの捕獲数増加に伴いツキノワグマ等の錯誤捕獲も急増している。</u></p> <p><u>ツキノワグマ等の錯誤捕獲の可能性がある地域においては、錯誤捕獲の発生の予防と錯誤捕獲時に想定される状況に応じた体制を整備することとし、以下の取組を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、特別天然記念物であるカモシカについては、必要に応じて文化財保護法の許可手続等を行うものとする（表-19）。</u></p> <p>イ 錯誤捕獲の未然防止</p> <p>(イ) ツキノワグマの生息が確認されている地域（以下「クマ生息域」という。）でイノシシ等を捕獲するためのくくりわなを設置する場合、捕獲効率向上のためにエサで鳥獣を誘引する行為は、ツキノワグマも誘引する恐れがあるため行わないこととする（ただし、ツキノワグマを誘引する恐がないエサを使用する場合は、この限りではない。）。なお、宮城県第13次鳥獣保護管理事業計画において</p>	<p>9 資源活用及び残さの適正処理</p> <p>ニホンジカは、農林業被害など負の影響をもたらす一方、狩猟対象鳥獣として人気が高く、また、資源価値の高い生き物でもある。</p> <p><u>一方、本県では一部においてニホンジカを資源とした活用事例はあるものの、捕獲者による自家消費や埋設処理が中心となっている。</u></p> <p><u>現在、東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、野生鳥獣肉に対する放射性物質の影響が出ているが、モニタリング調査を継続的に実施しながら、有効に活用することを検討していくものとする。また、捕獲したニホンジカの残さについては林地等に放置することなく、やむを得ず生態系に影響を及ぼさない方法で埋設する場合を除き、原則として持ち帰り、適正に処理することとする。</u></p> <p>なお、今後、更に捕獲頭数は増加するものと想定されることから、市町村や獣友会等関係機関と連携し、埋設処分する場合の場所の確保及び<u>残さの解体施設や焼却処理施設等の設置について検討するものとする。</u></p> <p>10 その他管理のために必要な事項</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>て、輪の直径が12cmを超えるくくりわなの使用は原則として使用が禁止されているので留意すること。</p> <p>(ロ) くくりわなにツキノワグマが誤認捕獲された場合は、当該箇所におけるくくりわなの使用を中止するか、クマ類が誤認捕獲されにくい形式のくくりわなに変更する。</p> <p>(ハ) クマ生息域においてイノシシ等を捕獲するための箱わなを設置する場合は、ツキノワグマが抜け出せるための脱出口が備えているものに限る。</p> <p>(ニ) 箱わな周辺にツキノワグマの痕跡が多数確認される等、箱わなのエサに誘引されている可能性がある場合は、箱わなの移動や、葉菜類などツキノワグマを誘引しにくくするエサへの変更を行う。</p> <p>(ホ) 設置したわなの見回りは確実に毎日実施する。ただし、ICTを活用したわなによる遠隔監視等、毎日の見回りと同等の効果を有する手段を講じる場合はこの限りではない。</p> <p>ロ 錯誤捕獲発生時の対応</p> <p>(イ) 錯誤捕獲されたツキノワグマについては、地域住民等への安全にも配慮した上で、可能な限り放猟を行うことを検討する。なお、人身被害発生の恐れがあるなど、やむを得ず捕殺する場合は捕獲許可等の手続を行うものとする。</p> <p>(ロ) ツキノワグマの誤認捕獲が発生した市町村においては、日本哺乳類学会が示している「クマ類の放猟に関するガイドライン」等を参考に、放猟体制の整備について検討する。県においては、ツキノワグマの放猟が可能な民間事業者や放猟費用に活用できる補助金等の情報提供を行うと共に、国有林や県有林での放猟可能場所の選定について検討を行う。</p> <p>(ハ) 錯誤捕獲されたツキノワグマを捕殺処分した場合は、当該個体は部位にかかわらず利用（自家消費を含む）は一切行わないこととし、適切に埋設もしくは焼却処分を行う。</p> <p>(ニ) ツキノワグマ捕獲調書には、猟具の種類（箱わなの場合は脱出口の有無、くくりわなであれば踏み板部分の形状（可能であればメーカー、型番等））、くくられ方（足全体がくくられているのか、爪先だけなのか等）及び足の損傷具合等を可能な限り詳細に記載するとともに、写真等に記録し、放猟・捕殺に関わらず県に提出する。</p> <p>(2) 人獣共通感染症の対応</p> <p>ニホンジカが関係する感染症のうち、捕獲作業等によるニホンジカとの接触で注意すべき感染症として、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒介感染症、ま</p>	

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>た、糞尿・血液・乳汁等との直接接触による感染症としQ熱、加熱していないニホンジカの生肉をすることによる感染症としてE型肝炎等がある。</u></p> <p><u>ニホンジカの捕獲を行う際は感染源と接触する可能性が高いため、感染リスクを避けるため、狩猟者登録や狩猟免許更新の際等に、捕獲時はダニに噛まれないよう肌の露出の少ない格好をする等の対策を呼びかける。</u></p> <p><u>また、食肉として利用する際は、解体時に素手で触れることを避ける、手や器具をよく洗浄する、食べる際には十分に加熱するだけでなく調理器具や食器も清潔に保つこと等といった基本的な対処方法について、同様に周知を図る。</u></p> <p>(3) 広域連携</p> <p>本計画の対象となるニホンジカの生息域は県内でも限られた地域であるが、生息域が拡大しているため、県及び関係市町が<u>相互に情報共有・連携を行なう</u>ながら、<u>複数の市町村にまたがる捕獲事業の検討など、効率的な捕獲及び被害防除対策を行っていく</u>。また、計画対象区域（警戒区域を除く）に隣接している岩手県、秋田県及び山形県と、捕獲状況、生息状況調査及び個体数推定結果等に関する情報交換などの連携を図っていくものとする。</p> <p>(4) 調査研究</p> <p>本計画の策定には不確定要素が多く含まれている。このため計画の推進には、科学的・計画的なモニタリングが必要不可欠である。</p> <p>生息頭数、捕獲頭数及び被害発生状況等について、モニタリング調査を継続的に実施し、データの蓄積を行うとともに、計画の進行状況を適切に検討・評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p> <p><u>イ 生息状況の把握</u> （略）</p> <p><u>ロ 狩猟による捕獲頭数等の把握</u></p> <p>狩猟期間の捕獲情報を把握するため、狩猟者の協力を得て狩猟実態調査を実施する。</p> <p>狩猟登録者を対象として、<u>イノシシ・ニホンジカ出猟カレンダー（銃猟及びわな猟の2種類）</u>を配布し、捕獲月日、捕獲位置、捕獲方法及び<u>雌雄別捕獲頭数</u>を収集し、林業技術総合センターと連携して解析並びに今後の有害鳥獣捕獲等の事業に活用し、ニホンジカの管理に役立てる。</p>	<p>(1) 広域連携</p> <p>本計画の対象となるニホンジカの生息域は県内でも限られた地域であるが、生息域が拡大しているため、県及び関係市町が情報共有・連携を行なうながら効率的な捕獲及び被害防除対策を行っていく。また、<u>県北・県南からの侵入が危ぶまれることから、隣接県との情報交換など連携を図っていくものとする。</u></p> <p>(2) 調査研究</p> <p>本計画の策定には不確定要素が多く含まれている。このため計画の推進には、科学的・計画的なモニタリングが必要不可欠である。</p> <p>生息頭数、捕獲頭数及び被害発生状況等について、モニタリング調査を継続的に実施し、データの蓄積を行うとともに、計画の進行状況を適切に検討・評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p> <p><u>① 生息状況の把握</u> （略）</p> <p><u>② 狩猟による捕獲頭数等の把握</u></p> <p>狩猟期間の捕獲情報を把握するため、狩猟者の協力を得て狩猟実態調査を実施する。</p> <p>狩猟登録者を対象として「ニホンジカ捕獲調書（狩猟用）」を配布し、捕獲月日、捕獲位置、捕獲方法及び<u>個体情報を</u>収集し、林業技術総合センターと連携して解析並びに今後の有害鳥獣捕獲等の事業に活用し、ニホンジカの管理に役立てる。</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>△ 有害鳥獣捕獲等による捕獲頭数等の把握</p> <p>有害鳥獣捕獲時の捕獲情報を把握するため、<u>協力が得られた市町村等を対象に有害鳥獣捕獲実態調査を実施する。</u></p> <p>「イノシシ・ニホンジカ出猟カレンダー（銃猟及びわな猟の2種類）」により、捕獲年月日、捕獲位置、捕獲方法及び<u>雌雄別捕獲頭数</u>を収集し、林業技術総合センターと連携して解析し、今後の有害鳥獣捕獲等の事業に活用し、ニホンジカの管理に役立てる。</p>	<p>③ 有害鳥獣捕獲等による捕獲頭数等の把握</p> <p>有害鳥獣捕獲や個体数調整時の捕獲情報を把握するため、<u>市町村及び有害鳥獣捕獲隊の協力を得て有害鳥獣捕獲実態調査を実施する。</u></p> <p>「ニホンジカ捕獲調査（有害用）」により、捕獲年月日、捕獲位置、捕獲方法及び個体情報の収集し、林業技術総合センターと連携して解析し、今後の有害鳥獣捕獲等の事業に活用し、ニホンジカの管理に役立てる。</p>
<p>二 被害状況の把握 （略）</p>	<p>④ 被害状況の把握 （略）</p>
<p>(5) 計画の検証 （略）</p>	<p>(3) 計画の検証 （略）</p>
<p>(6) 計画の推進体制 （略）</p>	<p>(4) 計画の推進体制 （略）</p>

変更後（新）			変更前（旧）		
県の役割（環境生活部局）	県の役割（農林水産部局）	市町村の役割	県の役割（環境生活部局）	県の役割（農林水産部局）	市町村の役割
<p>◎鳥獣保護管理事業計画、特定鳥獣保護又は管理計画の策定、進行管理・評価</p> <p>◎特定鳥獣保護又は管理計画に基づく実施計画（県分）の策定</p> <p>◎捕獲数の取りまとめ、各種モニタリング調査等の実施による個体数管理</p> <p>◎狩猟者の育成・確保</p> <p>◎猟友会による有害捕獲隊編成に対する指導・支援</p> <p>◎市町村の実施計画策定支援・取りまとめ</p> <p>◎個体数調整の実施（一部）</p> <p>◎有害捕獲・個体数調整の許可</p> <p>◎指定管理鳥獣等捕獲事業の実施 など</p>	<p>◎市町村における被害防止計画策定への支援</p> <p>◎被害防止対策に関する市町村及び農林業者への技術的支援及び国庫補助事業を活用した財政的支援</p> <p>◎地域ぐるみの被害防止体制づくりと地域の実情に応じた適切な被害防止対策への支援</p> <p>◎農林業被害の情報収集・提供</p> <p>◎新たな被害防止技術の研究・開発、情報収集・提供 など</p>	<p>◎特定鳥獣保護又は管理計画に基づく実施計画（市町村分）の策定</p> <p>◎特措法に基づく被害防止計画の策定・推進</p> <p>◎鳥獣被害防止に係る協議会の育成</p> <p>◎地域が実施する被害防止対策に関する財政的支援</p> <p>◎農林業者に対する鳥獣被害対策の普及・啓発、技術支援</p> <p>◎地域住民に対する鳥獣被害に係る情報提供</p> <p>◎有害捕獲隊等による有害捕獲・個体数調整の実施</p> <p>◎有害捕獲の許可（委譲されている場合）</p> <p>◎農作物に関する被害情報の収集、分析 など</p>	<p>◎鳥獣保護管理事業計画、特定鳥獣保護又は管理計画の策定、進行管理・評価</p> <p>◎特定鳥獣保護又は管理計画に基づく実施計画（県分）の策定</p> <p>◎捕獲数の取りまとめ、各種モニタリング調査等の実施による個体数管理</p> <p>◎狩猟者の育成・確保</p> <p>◎猟友会による有害捕獲隊編成に対する指導・支援</p> <p>◎市町村の実施計画策定支援・取りまとめ</p> <p>◎個体数調整の実施（一部）</p> <p>◎有害捕獲・個体数調整の許可</p> <p>◎指定管理鳥獣等捕獲事業の実施 など</p>	<p>◎市町村における被害防止計画策定への支援</p> <p>◎被害防止対策に関する市町村及び農林業者への技術的支援及び国庫補助事業を活用した財政的支援</p> <p>◎地域ぐるみの被害防止体制づくりと地域の実情に応じた適切な被害防止対策への支援</p> <p>◎農林業被害の情報収集・提供</p> <p>◎新たな被害防止技術の研究・開発、情報収集・提供 など</p>	<p>◎特定鳥獣保護又は管理計画に基づく実施計画（市町村分）の策定</p> <p>◎特措法に基づく被害防止計画の策定・推進</p> <p>◎鳥獣被害防止に係る協議会の育成</p> <p>◎地域が実施する被害防止対策に関する財政的支援</p> <p>◎農林業者に対する鳥獣被害対策の普及・啓発、技術支援</p> <p>◎地域住民に対する鳥獣被害に係る情報提供</p> <p>◎有害捕獲隊等による有害捕獲・個体数調整の実施</p> <p>◎有害捕獲の許可（委譲されている場合）</p> <p>◎農作物に関する被害情報の収集、分析 など</p>

表1.1 保護又は管理に係る県及び市町村の役割

変更後(新)	変更前(旧)
参考 特定計画変更等の記録	参考 特定計画変更等の記録
H19(2007)～ メスジカの狩猟解禁	H19～ メスジカの狩猟解禁
<u>H20(2008). 10 石巻市・女川町（島嶼を除く）を対象に<u><u>牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画</u></u>策定</u>	<u>H20. 10 石巻市・女川町（島嶼を除く）を対象に前計画策定</u>
狩猟期間延長（通常2月15日までのものを2月末日まで）	狩猟期間延長（通常2月15日までのものを2月末日まで）
捕獲頭数制限の緩和 狩猟者1人1日当たり1頭までのものを メス2頭まで、又はメス1頭及びオス1頭までに緩和	捕獲頭数制限の緩和 狩猟者1人1日当たり1頭までのものを メス2頭まで、又はメス1頭及びオス1頭までに緩和
捕獲目標 年間1,000頭以上	捕獲目標 年間1,000頭以上
<u>H22(2010). 10 <u>牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画改定</u></u>	<u>H22. 10 前計画改定</u>
捕獲頭数制限の緩和 オスは1人1日当たり1頭まで、メスは無制限に緩和	捕獲頭数制限の緩和 オスは1人1日当たり1頭まで、メスは無制限に緩和
捕獲目標 年間1,500頭以上に修正	捕獲目標 年間1,500頭以上に修正
H23(2011)～ 県による個体数調整開始	H23～ 県による個体数調整開始
<u>H24(2012). 3 <u>牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画第二次改定</u></u>	<u>H24. 3 前計画第二次改定</u>
東日本大震災の影響により計画期間を1年延長	東日本大震災の影響により計画期間を1年延長
<u>H25(2013). 3 宮城県ニホンジカ保護管理計画策定</u>	<u>H25. 3 宮城県ニホンジカ保護管理計画策定</u>
計画対象区域拡大（気仙沼市、登米市、南三陸町）	計画対象区域拡大（気仙沼市、登米市、南三陸町）
狩猟期間延長（11月1日から3月31日）	狩猟期間延長（11月15日から3月15日）
捕獲頭数制限の緩和（オスのわな猟無制限、メス無制限）	捕獲頭数制限の緩和（オスのわな猟無制限、メス無制限）
捕獲目標 年間1,650頭以上に修正	捕獲目標 年間1,650頭以上に修正
<u>H27(2015). 4 宮城県ニホンジカ保護管理計画を宮城県ニホンジカ管理計画に改定</u>	<u>H27. 4 宮城県ニホンジカ保護管理計画を宮城県ニホンジカ管理計画に改定</u>
捕獲目標 年間1,920頭以上に修正	捕獲目標 年間1,920頭以上に修正
改正鳥獣保護法に基づき、ニホンジカを第二種特定鳥獣に位置付け、国の指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し適正管理を推進	改正鳥獣保護法に基づき、ニホンジカを第二種特定鳥獣に位置付け、国の指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し適正管理を推進
<u>H29(2017). 3 第二期宮城県ニホンジカ管理計画策定</u>	<u>H29. 3 第二期宮城県ニホンジカ保護管理計画策定</u>
計画対象区域を全県に拡大	計画対象区域を全県に拡大
<u>H29(2017). 6 法施行規則改正</u>	
<u>捕獲頭数制限の緩和（オス、メス共に無制限）</u>	
<u>R 4(2022). 4 第三期宮城県ニホンジカ管理計画策定</u>	
計画対象区域の区域区分の見直し	
狩猟期間延長（11月1日から3月31日）	
捕獲目標の見直し（管理目標を達成するための年間捕獲目標頭数については、年度ごとの実施計画書において定める）	